

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年4月14日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団 連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	オルタナティブベストセレクション・ラップ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

オルタナティブベストセレクション・ラップ

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額です。

なお、当ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成22年4月15日から平成23年4月14日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うもの
とします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日
に委託者の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」といいます。)の
指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。
い。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」
に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしま
す。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 内外 / 資産複合 / 特殊型（絶対収益追求型）に属し、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	特殊型
追加型	内外	その他資産 ()	(絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
--------	------	--------	------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ 為替ヘッジ	条件付運用型 絶対収益追求型 その他()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式一般、 債券一般)))			あり() なし	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

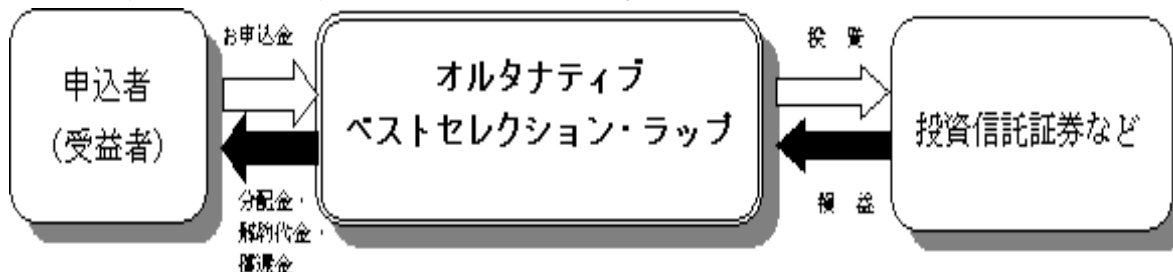
属性の定義

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式一般、 債券一般)))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産(株式一般、債券一般)に投資を行います。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(資産複合)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



b. ファンドの特色

1

内外の株式や公社債、商品先物等その他資産で運用する複数の投資信託証券に分散投資することにより、市況変動に比較的左右されにくい着実な収益の獲得を目指すファンド・オブ・ファンズです。

当ファンドが投資する投資信託証券の投資戦略の例としては、以下のものがあります。

ただし、投資する投資信託証券は以下の投資戦略を用いる投資信託証券に限りません。

したがって、以下の投資戦略例以外の戦略を用いる投資信託証券に投資を行う場合があります。

なお、以下の投資戦略を用いる投資信託証券の全てに常に投資するものではなく、また、いずれにも投資しない場合もあります。

< 当ファンドが投資する投資信託証券の投資戦略の例 >

マーケット・ニュートラル戦略

ある資産に投資（ロング）しつつ、ほぼ同額の売り建て（ショート）を維持することにより、投資した資産の市場全体の上昇、下落にかかわらず、安定した収益の獲得を目指す投資手法です。

ロング・ショート戦略

ある資産に投資（ロング）しつつ、売り建て（ショート）を同時に行って、収益の獲得を目指す投資手法です。マーケット・ニュートラル戦略ではロングとショートの金額がほぼ同額に維持されるのに対し、ロング・ショート戦略では通常、双方の金額を常に同額とする運用を行いません。

グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション(GTAA)戦略

世界の主要先進国の株式市場、債券市場、通貨市場について、資産ごと、または各資産内での国ごとまたは通貨ごとの割安・割高度合いなどを比較・分析し、分散投資を行うことにより収益の獲得を目指す投資手法です。各資産の先物取引や為替予約取引などの買い建て、売り建てを利用して機動的に配分比率を変更する手法が一般的です。

国内債券アクティブ戦略

マクロ経済分析や市場分析などを通じて、国内の金利水準、利回り曲線、信用スプレッドなどの動向を予測し、それらに基づいて国内債券に投資することにより収益の獲得を目指す投資手法です。

為替フルヘッジ型外国債券アクティブ戦略

外国債券に投資しつつ為替予約取引などの利用により為替リスクを極力低減し、収益の獲得を目指す投資手法です。為替ヘッジを行う際には、内外金利差に相当するヘッジ・コストがかかります。

投資を行う投資信託証券および組入比率の決定は、以下の投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定量的ならびに定性的な評価等に基づいて行います。

組入投資信託証券および組入比率については、適宜見直しを行います。

< 指定投資信託証券 >

投資戦略	投資信託証券	運用会社
マーケット・ニュートラル	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	大和住銀投信投資顧問株式会社
	B R T R E X FoF用（適格機関投資家限定）	ブラックロック・ジャパン株式会社
ロング・ショート	M H A M国内株式L & Sファンド（FoF用）（適格機関投資家専用）	みずほ投信投資顧問株式会社

- ・ 上表は平成22年4月14日現在の指定投資信託証券の一覧です。
- ・ 上記指定投資信託証券のうち、一部の投資信託証券に投資しない場合または保有する一部の投資信託証券について全額売却する場合があります。
- ・ 上記指定投資信託証券の一部について名称が変更となる場合があります。
- ・ 各指定投資信託証券の概要は、後述の「指定投資信託証券の概要」をご覧ください。

指定投資信託証券は定量的ならびに定性的な評価等に基づき選定を行い、必要と判断する場合には、追加や削除を適宜行います。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産（投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含みます。）への投資については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

当ファンドの資金動向、市況動向等を勘案し、前述のような運用を行わない場合があります。

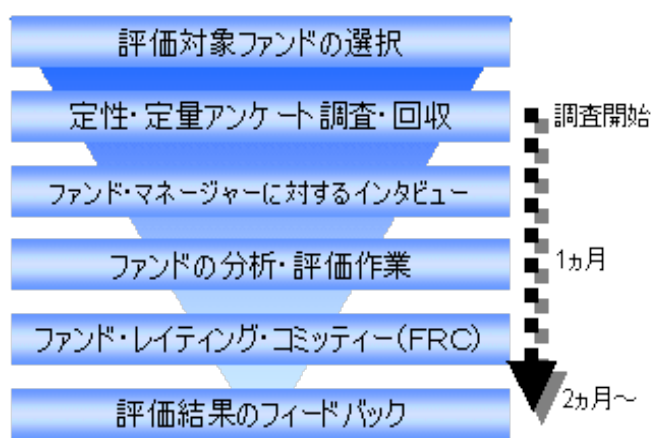
2 指定投資信託証券の選定（追加、削除を含みます。）、投資を行う投資信託証券および組入比率の決定にあたっては、三菱アセット・ブレインズ株式会社の投資助言および情報提供を受けます。

三菱アセット・ブレインズ株式会社は、国内において、投資信託の評価業界に本格的な定性評価手法をいち早く導入し、投信委託会社、投信販売会社、確定拠出年金の運営管理機関などに、高品質な評価情報を継続的に提供しています。

投資顧問会社の概要（平成22年2月現在）

会社名：三菱アセット・ブレインズ株式会社
 登録番号 関東財務局長（金商）第1085号
 設立：平成10年12月25日
 所在地：東京都千代田区
 資本金：4億8千万円
 事業内容：
 ・投資信託に関する調査、評価ならびに情報提供業務
 ・投資信託の販売・商品等にかかわるコンサルティング
 ・ファンド・オブ・ファンズの組成等に係る運用商品選定等に関する投資助言業務

三菱アセット・ブレインズのファンド評価プロセス
 （概略図）



3 みずほ証券が提供するラップ口座取引専用ファンドです。

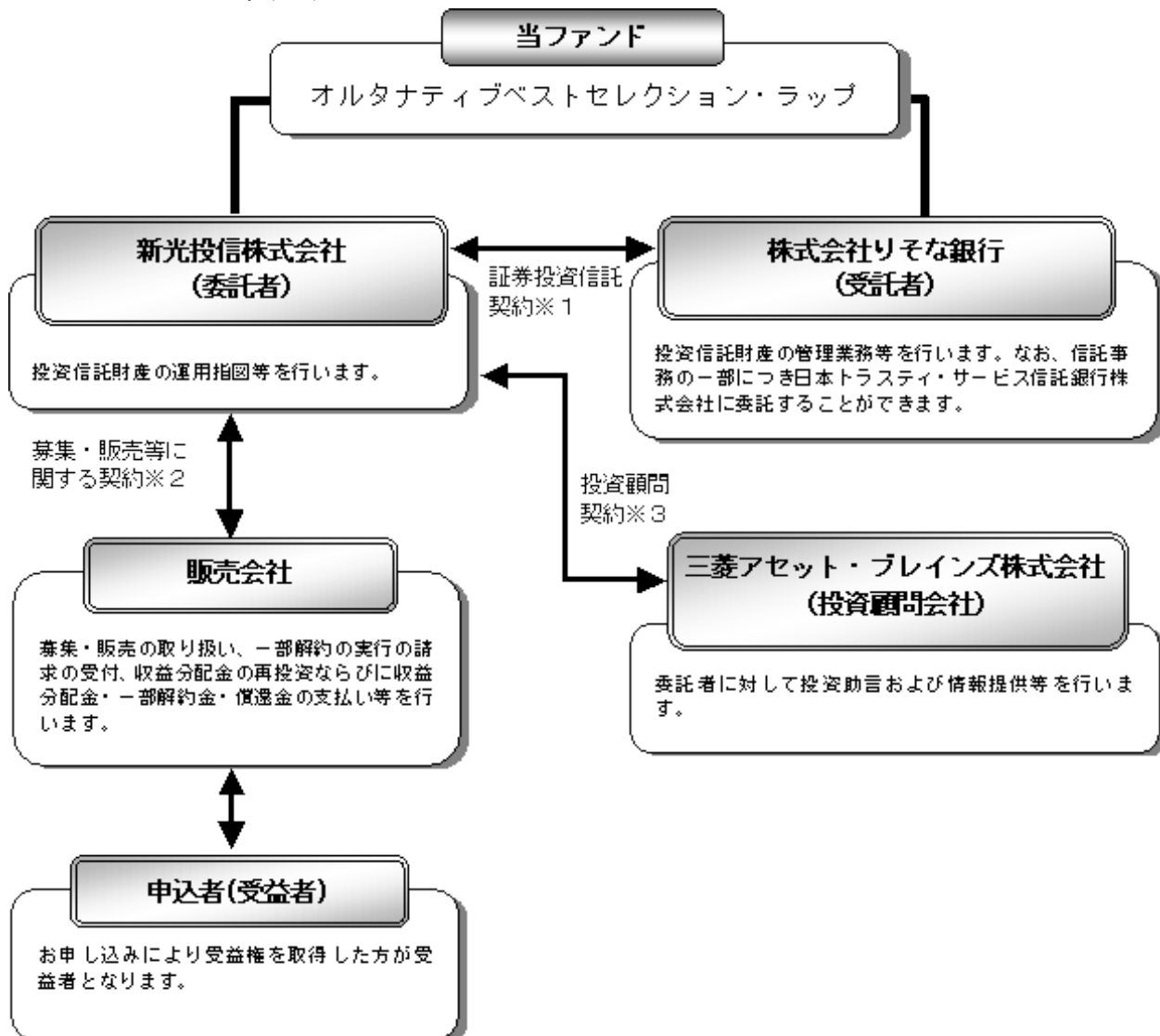
当ファンドは、みずほ証券株式会社が提供するラップ口座取引専用を設定されたファンドです。お申し込みにあたっては、ラップ口座に関する基本契約をみずほ証券株式会社と締結する必要があります。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

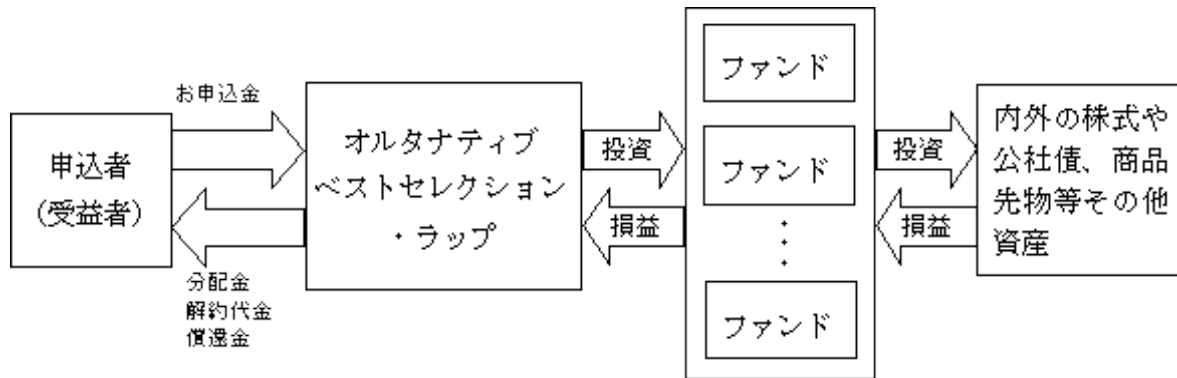
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

内外の投資信託証券（不動産投資信託証券を除きます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

主として内外の株式や公社債（これら有価証券の先物取引等を含みます。）、商品先物等
その他資産で運用することを目的とする複数の投資信託証券に分散投資を行い、市況変動
に比較的左右されにくい着実な収益の獲得を目指します。

投資を行う投資信託証券および組入比率の決定は、別に定める投資信託証券（以下「指
定投資信託証券」といいます。）の中から、定量的ならびに定性的な評価等に基づいて行
います。なお、組入投資信託証券および組入比率については、適宜見直しを行います。

指定投資信託証券は、定量的ならびに定性的な評価等に基づき選定を行い、必要と判断す
る場合には追加や削除を適宜行います。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産（投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含みます。）への
投資については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

指定投資信託証券の選定（追加、削除を含みます。）、投資を行う投資信託証券および組
入比率の決定にあたっては、三菱アセット・ブレインズ株式会社から投資助言および情報
提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合がありま
す。

（ハ）主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を
行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（2）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第
1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として別に定める複数の投資信託証券（以下「指定投資信託証
券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価
証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパー

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受
権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

4．外国法人が発行する譲渡性預金証書

5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行
信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への

投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

指定投資信託証券の概要

ファンド名	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）
形態	追加型株式投資信託
運用方針	<p><基本方針> この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式へ投資するとともに、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図りつつ、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。</p> <p><投資対象> 大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。また、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用します。</p> <p><投資態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行います。 ・運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。現物株式（マザーファンドの投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以上とします。 ・実質株式組入について、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引等の派生商品取引を活用します。 ・資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。 <p><マザーファンドの投資態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行います。 ・運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。株式への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以上とします。 ・TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、ベンチマークに対するリスクコントロールを重視しつつ、ベンチマークを安定的に上回る投資成果を目指します。 ・資金動向、市況動向、残存期間等およびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・外貨建資産への実質投資は行いません。
信託期間	無期限

決算日	毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	<p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含まれます。）等の範囲内とします。 ・収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬率 （税込）	<p>純資産総額に対して年0.5355%（税込）</p> <p>内訳 委託会社：年0.4620%（税込） 販売会社：年0.0105%（税込） 受託銀行：年0.0630%（税込）</p>
信託設定日	平成19年3月12日
委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託銀行	住友信託銀行株式会社 （再信託受託銀行：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

< 大和住銀投信投資顧問株式会社の沿革 >

昭和48年6月	大和投資顧問株式会社設立。
平成11年2月	証券投資信託委託業の認可取得。
平成11年4月	住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号変更。

ファンド名	B R T R E X FoF用（適格機関投資家限定）
形態	追加型株式投資信託

運用方針等	<p><基本方針> この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。</p> <p><投資対象> B R 日本株式トータルリターン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p><投資態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主としてB R 日本株式トータルリターン・マザーファンド受益証券に投資します。 ・大型株を対象とした企業調査中心のボトムアップ運用と、中小型株を対象としたクウォンツ・バリュー運用を組み合わせることで、株式相場動向の変化に起因するスタイルリスクの抑制を図ります。更に有価証券指数等先物取引（主にTOPIX指数先物取引）で原則フルヘッジすることで株式市場の価格変動リスクの抑制を図ります。以上のプロセスにより、安定した絶対収益の確保を目指します。 <p><マザーファンドの投資態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型株を対象とした企業調査中心のボトムアップ運用と、中小型株を対象としたクウォンツ・バリュー運用を組み合わせることで、株式相場動向の変化に起因するスタイルリスクの抑制を図ります。更に有価証券先物取引等（主にTOPIX指数先物）で原則フルヘッジすることで株式市場の価格変動リスクの抑制を図ります。以上のプロセスにより、安定した絶対収益の確保を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%未満とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに投資信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配方針	<p>年1回の毎決算時（10月15日、休業日の場合は翌営業日。）に、経費等控除後の繰越分を含めた利子等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。</p> <p>分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。</p>
--------	---

信託報酬率	純資産総額に対して年0.67725%（税込） 内訳 委託会社：年0.63000%（税込） 販売会社：年0.01050%（税込） 受託銀行：年0.03675%（税込）
信託設定日	平成19年3月12日
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託銀行：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

< ブラックロック・ジャパン株式会社の沿革 >

昭和63年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立。 （英国大手金融グループのパークレイズ・グループ投資銀行部門における資産運用会社 BZW Investment Management 100%出資）
昭和63年6月	証券投資顧問業者として登録。
平成元年1月	投資一任業務認可を取得。
平成6年11月	「ビーゼッドダブリュー投資顧問株式会社」に社名変更。
平成10年3月	投資信託委託業務免許を取得。 「パークレイズ投信株式会社」に社名変更。
平成11年1月	パークレイズ・バンクPLC100%出資となる。
平成12年7月	パークレイズ・バンクPLCの直轄体制から、パークレイズ・グローバル・インベスターズ（BGI）グループの経営傘下に入る。
平成13年6月	「パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に社名変更。
平成13年7月	パークレイズ・バンクPLCからパークレイズ・グローバル・インベスターズ・ユーカー・ホールディングス・リミテッドへ株主異動。
平成16年4月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社と合併。 パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社を存続会社として「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」へ商号変更。
平成19年9月	証券業登録、パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社へ商号変更。
平成19年9月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社へ商号変更。
平成20年7月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併。
平成21年12月	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併。 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として「ブラックロック・ジャパン株式会社」へ商号変更。

ファンド名	MHAM国内株式L&Sファンド（FoF用）（適格機関投資家専用）
形態	追加型株式投資信託

運用方針	<p><基本方針> この投資信託は、中・長期的に安定した投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p><投資対象> この投資信託は、MHAM国内株式L & Sマザーファンド2受益証券を主要投資対象とします。なお、この他わが国の株式へ直接投資する場合があります。</p> <p><投資態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親投資信託の受益証券を通じて、わが国の株式を実質的な投資対象とし、ロング・アンド・ショート戦略を活用した運用により、株式市場の価格変動リスクを低減しつつ、絶対的なリターンを追求することで、中・長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。 ・原則として、親投資信託の受益証券の投資割合は、高位とすることを基本とします。 ・株式への実質投資割合（信用取引および派生商品等を含みます。）は、原則、- 30% ~ 30%の範囲内に維持します。 ・市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・委託会社の判断により、純資産総額の範囲内で株式の信用取引による売り付けを行うことができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 <p><マザーファンドの投資態度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の株式を主要投資対象とし、ロング・アンド・ショート戦略を活用した運用により、株式市場の価格変動リスクを低減しつつ、絶対的なリターンを追求することで、中・長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。 ・株式への投資にあたっては、スタイルマネジメント（トップダウン・アプローチ）ならびに相対評価および絶対評価による個別銘柄選択（ボトムアップ・アプローチ）により、ポートフォリオを構築します。 ・株式への実質投資割合（信用取引および派生商品等を含みます。）は、原則、- 30% ~ 30%の範囲内に維持します。 ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・委託会社の判断により、純資産総額の範囲内で株式の信用取引による売り付けを行うことができます。
------	--

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券等への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券の買い付けおよび有価証券先物取引等による買い建ての想定元本の総額（ロング・ポジション）は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ・有価証券の売り付けおよび有価証券先物取引等による売り建ての想定元本の総額（ショート・ポジション）の絶対金額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
信託期間	無期限
決算日	毎年6月12日、12月12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	<p>毎決算時（同日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・収益分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬率	<p>純資産総額に対して年0.6720%（税込）</p> <p>内訳 委託会社：年0.5985%（税込） 販売会社：年0.0105%（税込） 受託銀行：年0.0630%（税込）</p>
信託設定日	平成19年3月12日
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託銀行	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託銀行：資産管理サービス信託銀行株式会社）

< みずほ投信投資顧問株式会社の沿革 >

昭和39年5月 朝日証券投資信託委託株式会社設立。
平成9年10月 株式会社第一勧業投資顧問、勸角投資顧問株式会社と合併し、第一勧業朝日投信投資顧問株式会社に商号変更。

平成11年 7月 第一勲業アセットマネジメント株式会社に商号変更。

平成19年 7月 富士投信投資顧問株式会社と合併し、みずほ投信投資顧問株式会社に商号変更。

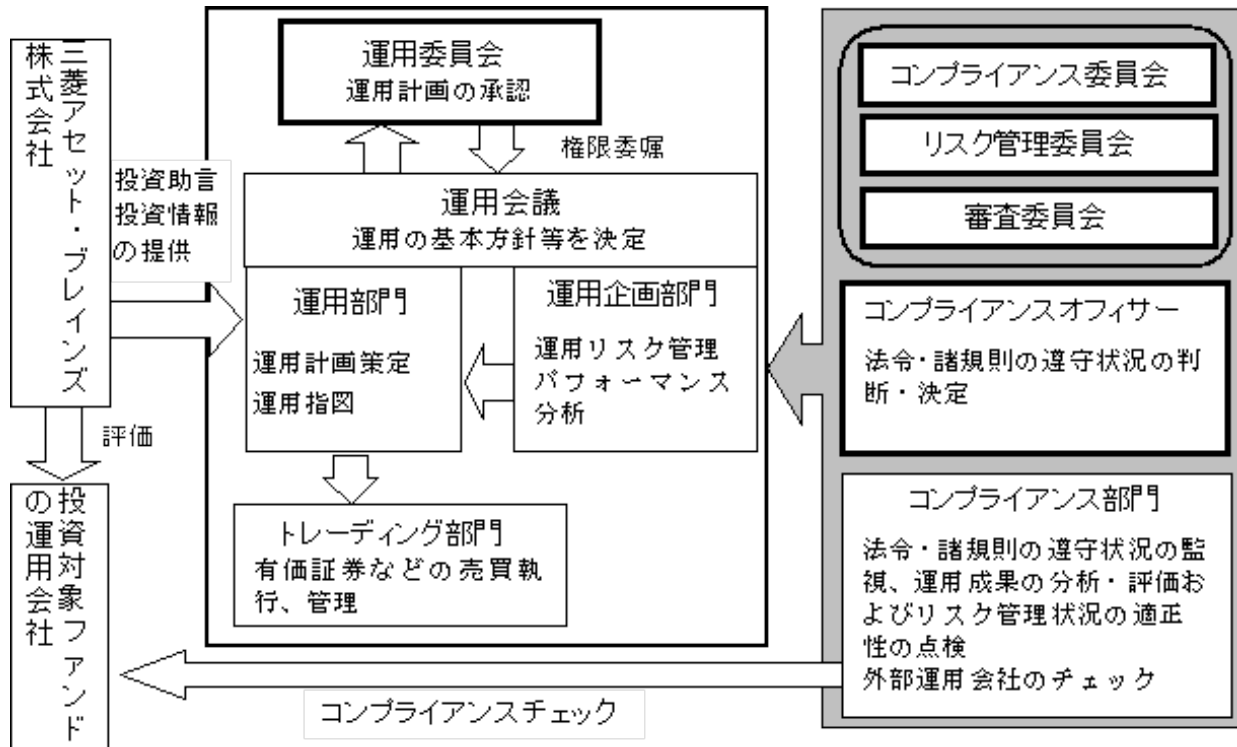
上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成22年 4月14日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

a . 当ファンドの運用体制



平成22年 4月14日現在、コンプライアンスオフィサーは 1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配は年1回、原則として、1月15日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．同一の投資信託証券への投資割合

同一の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

c．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

d．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

e．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

g．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

h．受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同

様とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、主として投資信託証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a．投資対象とする投資信託証券が用いる投資戦略に関するリスク

当ファンドは、有価証券への投資、および有価証券・為替・金利・商品などを原資産とする派生商品への投資に関して様々な投資戦略を用いる投資信託証券に主として投資を行います。このような投資戦略では、これら市場の市況動向と当該戦略の投資成果が必ずしも一致しません。また、投資対象とする有価証券等の価格が一定の範囲を上下した場合であっても、売買タイミングや派生商品の利用により損失を被ることがあります。これらの場合には当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．特定の投資信託証券または投資戦略に投資するリスク

当ファンドが投資対象とする投資信託証券における委託会社（運用会社）の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において採用される投資戦略が、結果的にひとつまたは少数に偏る可能性があり、特定の投資戦略が当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼす場合があります。したがって、特定の投資信託証券または投資戦略で損失が発生した場合には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、投資信託証券を通じて株式を実質的な投資対象としますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動する可能性があります。株式市場が下落した場合に限らず、株式市場が上昇した場合でも、採用している投資戦略によっては損失を被ることがあり、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。当ファンドは、投資信託証券を通じて債券を実質的な投資対象としますので、金利変動により当ファンドの基準価額は変動する可能性があります。金利上昇は債券価格の下落要因となりますが、債券価格の上昇要因となる金利低下であっても、採用している投資戦略によっては損失を被ることがあります。したがって金利が上昇しても、または低下しても、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

e．為替変動リスク

当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券が投資する外貨建証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、為替予約取引等をヘッジ目的以外に、効率的に利益を追求する目的でも使用する可能性があるため、外国通貨に対し円安となった場合でも、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．商品市況変動リスク

商品市況変動リスクとは、商品市況が様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。

当ファンドは投資信託証券を通じて商品先物等を実質的な投資対象としますので、商品市況の動きにより当ファンドの基準価額は変動する可能性があります。商品市況が下落した場合に限らず、商品市況が上昇した場合でも、採用している投資戦略によっては損失を被ることがあり、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。

当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券が売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性が低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

i．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券の投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。資産価格が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

j．投資信託に関する一般的なリスク

(イ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ロ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ハ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

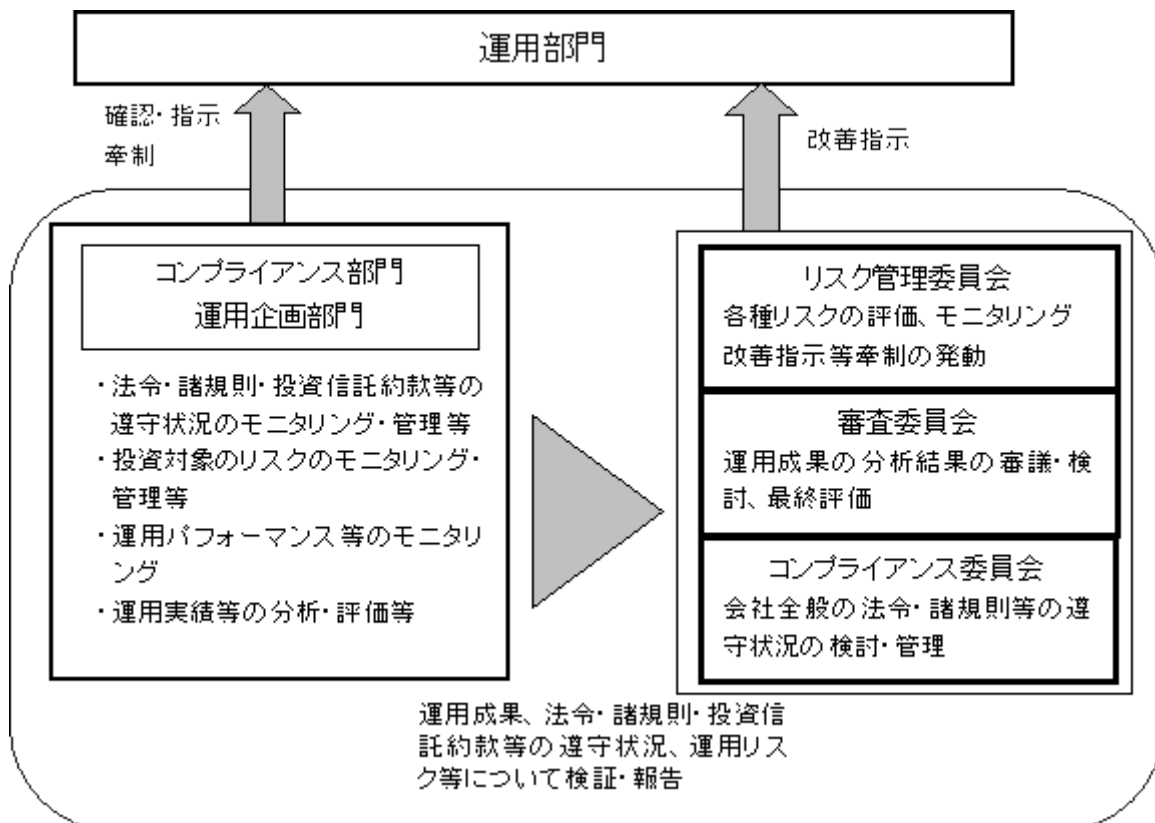
(ニ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ホ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入る有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります、上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	<ul style="list-style-type: none"> ●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 <p>※上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 その他、当ファンドが投資する投資信託証券においても同様または類似の費用や税金がかかります。</p>	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料等はありません。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約時の手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の44.1の率（0.441%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.3675% (税込)
	販売会社	純資産総額に対し年0.0420% (税込)
	受託者	純資産総額に対し年0.0315% (税込)

委託者の信託報酬には、三菱アセット・ブレインズ株式会社に対する投資顧問報酬（純資産総額に対し年0.1575%（税込））が含まれています。

なお、上記のほか、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても信託報酬がかかります。

投資対象の投資信託証券における信託報酬を含めた当ファンドの実質的な信託報酬の総額の上限（概算）は、投資信託財産の純資産総額に対して年1.09%（税込）程度となります。（平成22年4月14日現在の投資顧問契約を基に試算したものであり、当該契約が変更された場合には実質的な信託報酬の上限も変更となる場合があります。）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率は以下のとおりです。

指定投資信託証券の名称	信託報酬率 (対純資産総額・年率)
大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル (適格機関投資家限定)	0.53550% (税込)
B R T R E X FoF用 (適格機関投資家限定)	0.67725% (税込)
M H A M国内株式L & Sファンド (FoF用) (適格機関投資家専用)	0.67200% (税込)

なお、今後、指定投資信託証券に成功報酬を徴収する投資信託証券が新規に追加された場合には、固定率による信託報酬に加え、当該投資信託証券の運用実績に応じた成功報酬も実質的に負担することとなります。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、監査報酬等がかかります。

(5) 【課税上の取扱い】

- a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（八）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特

別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成22年2月26日現在）

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券	日本	円 659,163,501	時価	% 82.8
		小計	円 659,163,501	-	% 82.8
その他 資産	コール・ローン等	日本	円 136,712,643	負債控除後の 取得価額	% 17.2
-	純資産総額		円 795,876,144	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年2月26日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	MHAM国内株式L&S ファンド(FoF用)(適 格機関投資家専用)受益権	日本	投資信託 受益証券	312,644,847	1.0062	314,583,245	0.9952	311,144,151	39.09
2	大和住銀FoF用ジャパン・ マーケット・ニュートラル (適格機関投資家限定) 受益権	日本	投資信託 受益証券	301,826,769	1.0323	311,575,773	1.0281	310,308,101	38.98
3	BRTREX FoF用(適 格機関投資家限定) 受益権	日本	投資信託 受益証券	41,237,014	0.9125	37,628,775	0.9145	37,711,249	4.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成22年2月26日現在）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	82.82
合計	82.82

株式業種別投資比率（平成22年2月26日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位：円)

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	2,881,361,555	2,881,361,555	10,173	10,173
第2期計算期間末	1,642,706,209	1,642,706,209	9,818	9,818
第3期計算期間末 (平成22年1月15日)	906,536,621	906,536,621	9,741	9,741
平成21年2月末日	1,399,431,039	-	9,682	-
平成21年3月末日	1,336,718,765	-	9,555	-
平成21年4月末日	1,271,147,885	-	9,555	-
平成21年5月末日	1,217,256,300	-	9,575	-
平成21年6月末日	1,084,831,259	-	9,641	-
平成21年7月末日	1,065,992,628	-	9,729	-
平成21年8月末日	1,037,776,713	-	9,683	-
平成21年9月末日	1,004,636,310	-	9,710	-
平成21年10月末日	958,687,735	-	9,729	-
平成21年11月末日	935,616,574	-	9,757	-
平成21年12月末日	946,571,631	-	9,734	-
平成22年1月末日	841,000,208	-	9,685	-
平成22年2月末日	795,876,144	-	9,679	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成20年1月15日)	0円
第2期計算期間 (平成21年1月15日)	0円
第3期計算期間 (平成22年1月15日)	0円

【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成20年1月15日)	1.7%
第2期計算期間 (平成21年1月15日)	3.5%
第3期計算期間 (平成22年1月15日)	0.8%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配付き)の上昇(または下落)率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

6【手続等の概要】

（1）申込（販売）手続等

（イ）当ファンドは、販売会社であるみずほ証券株式会社が提供するラップ口座取引専用ファンドです。取得にあたっては、ラップ口座に関する基本契約を締結する必要があります。ただし、ファンド設定時に委託者もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合を除きます。

（ロ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、以下に定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（ハ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「オルタナティブベストセレクション・ラップ自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ニ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（ホ）委託者または販売会社は、指定投資信託証券の受付中止日に基づき委託者が指定する日には、取得のお申し込みを受け付けないものとします。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止すること、または既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

（2）換金（解約）手続等

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または

記録が行われます。

- (二) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。なお、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (ヘ) 受益者は、指定投資信託証券の受付中止日に基づき委託者が指定する日には、一部解約の実行の請求を行えないものとします。
- (ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付が取り消された場合には、受益者は当該受付中止または取消以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止または取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
投資信託証券	原則として基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

(2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(3) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(4) その他

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(イ)の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の投資信託契約の解約をしません。

(ホ) 委託者は、上記(ニ)の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ト) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にした

がい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- (チ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (リ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

第2 【財務ハイライト情報】

(1) 下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表は本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は本書に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

オルタナティブベストセレクション・ラップ 財務諸表

1 【貸借対照表】

	第2期	第3期
	[平成21年 1月15日現在]	[平成22年 1月15日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,392,260	158,237,216
投資信託受益証券	1,616,410,046	755,562,090
未収入金	5,000,000	10,700,000
未収利息	63	255
流動資産合計	1,647,802,369	924,499,561
資産合計	1,647,802,369	924,499,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	15,728,288
未払受託者報酬	358,587	157,208
未払委託者報酬	4,661,612	2,043,576
その他未払費用	75,961	33,868
流動負債合計	5,096,160	17,962,940
負債合計	5,096,160	17,962,940
純資産の部		
元本等		
元本	1,673,094,775	930,613,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	30,388,566	24,076,400
(分配準備積立金)	4,588,401	2,117,703
元本等合計	1,642,706,209	906,536,621
純資産合計	1,642,706,209	906,536,621
負債純資産合計	1,647,802,369	924,499,561

2 【損益及び剰余金計算書】

	第2期	第3期
	自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月15日	自 平成21年 1月16日 至 平成22年 1月15日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	232,250	119,518
有価証券売買等損益	74,087,420	13,147,956
営業収益合計	73,855,170	13,028,438
営業費用		
受託者報酬	766,076	364,624
委託者報酬	9,958,874	4,739,943
その他費用	148,113	87,161
営業費用合計	10,873,063	5,191,728
営業利益	84,728,233	18,220,166
経常利益	84,728,233	18,220,166
当期純利益	84,728,233	18,220,166
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	33,919,667	13,053,968
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	48,897,232	30,388,566
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,258,162	18,249,336
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	18,249,336
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,258,162	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,735,394	6,770,972
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,735,394	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,770,972
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	30,388,566	24,076,400

< 注記表 >

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月15日	自 平成21年 1月16日 至 平成22年 1月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受

益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

本書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成19年 2月23日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成19年 3月13日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成22年 3月17日	投資対象とする投資信託証券の運用対象範囲を、内外の株式や 公社債以外の資産にも拡大し、また、同一の投資信託証券への投資 割合の制限（純資産総額の40%以下）を撤廃する約款変更の 届出

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (イ) 当ファンドは、販売会社であるみずほ証券株式会社が提供するラップ口座取引専用ファンドです。取得にあたっては、ラップ口座に関する基本契約を締結する必要があります。ただし、ファンド設定時に委託者もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合を除きます。
- (ロ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、以下に定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。
- | | |
|-------------|----------|
| 「分配金受取コース」 | 1口以上1口単位 |
| 「分配金再投資コース」 | 1円以上1円単位 |
- お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ハ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「オルタナティブベストセレーション・ラップ自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みません。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (ニ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
- (ホ) 委託者または販売会社は、指定投資信託証券の受付中止日に基づき委託者が指定する日には、取得のお申し込みを受け付けません。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止すること、または既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。なお、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 受益者は、指定投資信託証券の受付中止日に基づき委託者が指定する日には、一部解約の実行の請求を行えないものとします。

(ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付が取り消された場合には、受益者は当該受付中止または取消以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止または取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
投資信託証券	原則として基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a . 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回る事となった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(イ)の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二
分の一を超えるときは、上記(イ)の投資信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託者は、上記(二)の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、
解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受
益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし
て、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(八)から(ホ)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事
情が生じている場合であって、上記(八)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書
面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ト) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にした
がい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (チ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した
ときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託
者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第4項に該当する場合を除き、当
該委託者と受託者との間において存続します。

- (リ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務
に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の
解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した
場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任しま
す。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終
了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき
は、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、
変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しよ
うとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約
款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全て
の受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議
を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一
を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更し
ない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者
に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告
を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記
(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期
間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信
託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する3ヵ月前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第2期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）及び第3期計算期間（平成21年1月16日から平成22年1月15日まで）について内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第2期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第3期計算期間（平成21年1月16日から平成22年1月15日まで）については同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）及び第3期計算期間（平成21年1月16日から平成22年1月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

オルタナティブベストセレクション・ラップ 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (平成21年 1月15日現在)	第3期 (平成22年 1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,392,260	158,237,216
投資信託受益証券	1,616,410,046	755,562,090
未収入金	5,000,000	10,700,000
未収利息	63	255
流動資産合計	1,647,802,369	924,499,561
資産合計	1,647,802,369	924,499,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	15,728,288
未払受託者報酬	358,587	157,208
未払委託者報酬	4,661,612	2,043,576
その他未払費用	75,961	33,868
流動負債合計	5,096,160	17,962,940
負債合計	5,096,160	17,962,940
純資産の部		
元本等		
元本	1,673,094,775	930,613,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	30,388,566	24,076,400
(分配準備積立金)	4,588,401	2,117,703
元本等合計	1,642,706,209	906,536,621
純資産合計	1,642,706,209	906,536,621
負債純資産合計	1,647,802,369	924,499,561

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期 自平成20年 1月16日 至平成21年 1月15日	第3期 自平成21年 1月16日 至平成22年 1月15日
営業収益		
受取利息	232,250	119,518
有価証券売買等損益	74,087,420	13,147,956
営業収益合計	73,855,170	13,028,438
営業費用		
受託者報酬	766,076	364,624
委託者報酬	9,958,874	4,739,943
その他費用	148,113	87,161
営業費用合計	10,873,063	5,191,728
営業利益	84,728,233	18,220,166
経常利益	84,728,233	18,220,166
当期純利益	84,728,233	18,220,166
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	33,919,667	13,053,968
期首剰余金又は期首欠損金()	48,897,232	30,388,566
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,258,162	18,249,336
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	18,249,336
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,258,162	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,735,394	6,770,972
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,735,394	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,770,972
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	30,388,566	24,076,400

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月15日	自 平成21年 1月16日 至 平成22年 1月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	[平成21年 1月15日現在]	[平成22年 1月15日現在]
1. 期首元本額	2,832,464,323円	1,673,094,775円
期中追加設定元本額	1,323,146,085円	216,741,428円
期中一部解約元本額	2,482,515,633円	959,223,182円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は30,388,566円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,076,400円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,673,094,775口	930,613,021口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月15日	自 平成21年 1月16日 至 平成22年 1月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,109,022円)及び分配準備積立金(4,588,401円)より分配対象収益は7,697,423円(1万口当たり45.99円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(2,163,786円)及び分配準備積立金(2,117,703円)より分配対象収益は4,281,489円(1万口当たり45.99円)であります。分配を行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第2期		第3期	
	[平成21年 1月15日現在]		[平成22年 1月15日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,616,410,046	47,452,822	755,562,090	1,013,992
合 計	1,616,410,046	47,452,822	755,562,090	1,013,992

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

区 分	第2期	第3期
	自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月15日	自 平成21年 1月16日 至 平成22年 1月15日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	第2期 [平成21年 1月15日現在]	第3期 [平成22年 1月15日現在]
		該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	第2期 自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月15日	第3期 自 平成21年 1月16日 至 平成22年 1月15日
		該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第2期 [平成21年 1月15日現在]	第3期 [平成22年 1月15日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9818円 (9,818円)

(重要な後発事象に関する注記)

第2期 自 平成20年 1月16日 至 平成21年 1月15日	第3期 自 平成21年 1月16日 至 平成22年 1月15日
	当ファンドの投資対象となる投資信託証券の選択肢を広げるとともに配分比率の自由度を高めることで、収益獲得機会の増大を図るため、平成22年1月19日、社内決議を行い、所要の手続きを経て、平成22年4月15日より、当ファンドの投資対象とする投資信託証券の運用対象範囲を、内外の株式や公社債以外の資産にも拡大し、また、同一の投資信託証券への投資割合の制限（純資産総額の40%以下）を撤廃するよう、信託約款の変更を行う予定です。

(4) 【 附属明細表 】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資信託 受益証券	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル (適格機関投資家限定)	344,787,297	355,923,926	
	B R T R E X FoF用 (適格機関投資家限定)	47,259,419	43,124,219	
	M H A M国内株式L & Sファンド (FoF用) (適格機関投資家専用)	354,317,179	356,513,945	
投資信託受益証券小計		746,363,895	755,562,090	
有 価 証 券 合 計		-	755,562,090	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）」、「B R T R E X FoF用（適格機関投資家限定）」及び「M H A M国内株式L & Sファンド（F o F用）（適格機関投資家専用）」受益権を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益権であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）」の状況

「大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）」は追加型株式投資信託であります。同ファンドの財務書類は日本国内の諸法規に準拠して作成され、独立監査人による監査を受けておりません。

同ファンドの「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」、「注記表」及び「附属明細表」は、同ファンドの運用会社である大和住銀投信投資顧問株式会社から入手した平成21年10月15日現在の財務書類から抜粋したものであります。

財務諸表

大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）

（1）貸借対照表

区 分	第2期 平成20年10月15日現在 金額（円）	第3期 平成21年10月15日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	191,653,824	448,396,502
親投資信託受益証券	719,467,986	1,535,954,291
派生商品評価勘定	151,581,660	44,249,710
差入委託証拠金	40,500,000	55,770,000
流動資産合計	1,103,203,470	2,084,370,503
資産合計	1,103,203,470	2,084,370,503
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,292,129	5,769,231
前受金	122,588,000	59,854,000
未払解約金	17,999,999	6,600,000
未払受託者報酬	312,431	480,780
未払委託者報酬	2,343,531	3,606,176
その他未払費用	99,182	106,256
流動負債合計	152,635,272	76,416,443
負債合計	152,635,272	76,416,443
純資産の部		
元本等		
元本	930,418,255	1,964,052,631
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,149,943	43,901,429

（分配準備積立金）	26,819,821	24,638,171
元本等合計	950,568,198	2,007,954,060
純資産合計	950,568,198	2,007,954,060
負債純資産合計	1,103,203,470	2,084,370,503

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第2期	第3期
	自 平成19年10月16日 至 平成20年10月15日 金額（円）	自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日 金額（円）
営業収益		
受取利息	1,047,518	383,463
有価証券売買等損益	431,439,739	50,801,449
派生商品取引等損益	406,297,815	31,161,470
営業収益合計	24,094,406	20,023,442
営業費用		
受託者報酬	662,333	709,498
委託者報酬	4,968,107	5,321,863
その他費用	99,182	106,256
営業費用合計	5,729,622	6,137,617
営業利益又は営業損失（ ）	29,824,028	13,885,825
経常利益又は経常損失（ ）	29,824,028	13,885,825
当期純利益又は当期純損失（ ）	29,824,028	13,885,825
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,219,387	577,292
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	50,892,141	20,149,943
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,678,808	20,496,053
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,678,808	20,496,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,816,365	11,207,684
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,816,365	11,207,684
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,149,943	43,901,429

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期	第3期
	自 平成19年10月16日 至 平成20年10月15日	自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価 しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引 等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び派生商品取引 等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 平成20年10月15日現在	第3期 平成21年10月15日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,024,100,066円	930,418,255円
期中追加設定元本額	357,721,194円	1,615,703,951円
期中一部解約元本額	451,403,005円	582,069,575円
2. 受益権の総数	930,418,255口	1,964,052,631口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自平成19年10月16日 至平成20年10月15日	第3期 自平成20年10月16日 至平成21年10月15日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自平成19年10月16日 至平成20年10月15日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	719,467,986	401,481,248
合計	719,467,986	401,481,248

第3期（自平成20年10月16日 至平成21年10月15日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,535,954,291	68,654,002
合計	1,535,954,291	68,654,002

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	第2期 自平成19年10月16日 至平成20年10月15日	第3期 自平成20年10月16日 至平成21年10月15日
1. 取引の内容	当ファンドは株価指数先物取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	株価指数先物取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左

4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、株価指数先物取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	第2期 平成20年10月15日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 T O P I X	857,414,531	-	715,125,000	142,289,531
合計		-	-	715,125,000	142,289,531

区分	種類	第3期 平成21年10月15日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 T O P I X	1,570,465,479	-	1,531,985,000	38,480,479
合計		-	-	1,531,985,000	38,480,479

(注) 時価の算定方法

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2) 期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段等を用いております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期（自平成19年10月16日 至 平成20年10月15日）

該当事項はありません。

第3期（自平成20年10月16日 至 平成21年10月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第2期 平成20年10月15日現在	第3期 平成21年10月15日現在
1口当たり純資産額 1.0217円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,217円）」	1口当たり純資産額 1.0224円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,224円）」

（4）附属明細表

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド	1,137,154,284	1,535,954,291	
	合計（日本）1銘柄		1,137,154,284	1,535,954,291	

デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

< 参考 >

当ファンドは、「大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財務諸表

大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	平成20年10月15日現在 金額（円）	平成21年10月15日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,416,803,642	408,459,600
株式	11,415,489,600	11,283,813,700
派生商品評価勘定	51,113,270	3,141,679
未収入金	172,171,791	255,238,935
未収配当金	100,445,770	70,982,018
前払金	-	13,434,000

差入委託証拠金	27,540,000	17,820,000
流動資産合計	13,183,564,073	12,052,889,932
資産合計	13,183,564,073	12,052,889,932
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,247,837	9,909,504
前受金	65,290,000	-
未払金	1,231,117,522	222,072,565
流動負債合計	1,297,655,359	231,982,069
負債合計	1,297,655,359	231,982,069
純資産の部		
元本等		
元本	8,588,224,920	8,751,553,464
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,297,683,794	3,069,354,399
元本等合計	11,885,908,714	11,820,907,863
純資産合計	11,885,908,714	11,820,907,863
負債純資産合計	13,183,564,073	12,052,889,932

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年10月16日 至 平成20年10月15日	自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成20年10月15日現在	平成21年10月15日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	6,272,865,055円	8,588,224,920円
期中追加設定元本額	4,439,203,622円	2,488,158,235円
期中一部解約元本額	2,123,843,757円	2,324,829,691円
元本の内訳		
大和住銀ジャパン・スペシャル ニュートラル・コース（ヘッジあり）	3,263,574,246円	3,289,354,489円
大和住銀ジャパン・スペシャル マーケット・コース（ヘッジなし）	3,575,056,542円	3,308,566,358円
大和住銀/FOFs用日本株MN（適格機関投資家限定）	813,121,641円	868,694,536円
大和住銀F o F用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	519,846,811円	1,137,154,284円
大和住銀F o F用ジャパン・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）	416,625,680円	147,783,797円
合計	8,588,224,920円	8,751,553,464円
2. 受益権の総数	8,588,224,920口	8,751,553,464口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成20年10月15日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間 の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	11,415,489,600	3,158,779,457
合計	11,415,489,600	3,158,779,457

「計算期間」とは、「大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年1月25日から平成20年10月15日まで）を指しております。

（平成21年10月15日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間 の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	11,283,813,700	743,313,199
合計	11,283,813,700	743,313,199

「計算期間」とは、「大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年1月27日から平成21年10月15日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	自 平成19年10月16日 至 平成20年10月15日	自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日

1. 取引の内容	当ファンドは株価指数先物取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	株価指数先物取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、株価指数先物取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	平成20年10月15日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建 T O P I X	398,279,567	-	448,145,000	49,865,433
合計		-	-	448,145,000	49,865,433

区分	種類	平成21年10月15日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 買建 T O P I X	523,472,825	-	516,705,000	6,767,825
合計		-	-	516,705,000	6,767,825

評価損益は、「大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものです。

(注) 時価の算定方法

1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

2) 期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段等を用いております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成19年10月16日 至 平成20年10月15日)

該当事項はありません。

(自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年10月15日現在	平成21年10月15日現在
1口当たり純資産額 1.3840円 「1口 = 1円(10,000口 = 13,840円)」	1口当たり純資産額 1.3507円 「1口 = 1円(10,000口 = 13,507円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

< 株式 >

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	ショーボンドホールディングス	9,200	1,632	15,014,400	
	コムシスホールディングス	14,900	947	14,110,300	
	大東建託	3,200	3,730	11,936,000	
	住友林業	14,200	679	9,641,800	
	積水ハウス	85,000	775	65,875,000	
	協和エクシオ	17,600	847	14,907,200	
	日揮	52,000	1,910	99,320,000	
	NECネットエスアイ	40,700	1,148	46,723,600	
	東芝プラントシステム	34,000	1,238	42,092,000	
	山崎製パン	29,000	1,213	35,177,000	
	森永乳業	42,000	410	17,220,000	
	伊藤ハム	77,000	343	26,411,000	
	メルシャン	113,000	210	23,730,000	
	ダイドードリンコ	3,500	2,870	10,045,000	
	味の素	140,000	867	121,380,000	
	ハウス食品	10,300	1,428	14,708,400	
	東洋水産	47,000	2,395	112,565,000	
	日本たばこ産業	87	272,800	23,733,600	
	帝人	101,000	284	28,684,000	
	三菱レイヨン	144,000	324	46,656,000	
	王子製紙	28,000	417	11,676,000	
	レンゴー	88,000	539	47,432,000	
	クラレ	86,000	967	83,162,000	
	旭化成	244,000	445	108,580,000	
	日産化学工業	38,000	1,277	48,526,000	
	クレハ	28,000	516	14,448,000	
	トクヤマ	33,000	616	20,328,000	
信越化学工業	11,700	5,390	63,063,000		
堺化学工業	14,000	380	5,320,000		

田中化学研究所	1,200	2,970	3,564,000	
大陽日酸	139,000	1,079	149,981,000	
日本パーカライズン	32,000	1,033	33,056,000	
日本触媒	10,000	787	7,870,000	
三井化学	42,000	319	13,398,000	
J S R	47,100	1,901	89,537,100	
東京応化工業	13,900	2,015	28,008,500	
ダイセル化学工業	17,000	563	9,571,000	
日立化成工業	31,200	1,908	59,529,600	
日油	26,000	453	11,778,000	
花王	8,300	2,210	18,343,000	
富士フィルムホールディングス	62,200	2,545	158,299,000	
小林製薬	3,400	3,900	13,260,000	
K I M O T O	15,400	925	14,245,000	
ユニ・チャーム	15,000	8,450	126,750,000	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	武田薬品工業	18,900	3,720	70,308,000	
	アステラス製薬	5,600	3,700	20,720,000	
	塩野義製薬	37,000	2,075	76,775,000	
	田辺三菱製薬	48,000	1,222	58,656,000	
	日本新薬	9,000	1,189	10,701,000	
	中外製薬	7,700	1,792	13,798,400	
	ロート製薬	25,000	1,153	28,825,000	
	大正製薬	8,000	1,705	13,640,000	
	参天製薬	10,500	3,060	32,130,000	
	ツムラ	15,000	3,240	48,600,000	
	キッセイ薬品工業	3,000	2,120	6,360,000	
	東和薬品	2,600	4,300	11,180,000	
	第一三共	19,400	1,722	33,406,800	
	キョーリン	15,000	1,492	22,380,000	
	大幸薬品	1,400	3,880	5,432,000	
	新日鉱ホールディングス	30,000	438	13,140,000	
	ブリヂストン	49,900	1,571	78,392,900	
	旭硝子	135,000	782	105,570,000	
	日本電気硝子	28,000	955	26,740,000	
	住友大阪セメント	85,000	168	14,280,000	
	東海カーボン	18,000	455	8,190,000	
	日本碍子	29,000	2,135	61,915,000	
	新日本製鐵	185,000	365	67,525,000	
	日新製鋼	616,000	165	101,640,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	37,200	3,370	125,364,000	
	大同特殊鋼	10,000	331	3,310,000	
	山陽特殊製鋼	48,000	332	15,936,000	
	日立金属	63,000	992	62,496,000	
	大平洋金属	23,000	765	17,595,000	
	住友金属鉱山	37,000	1,590	58,830,000	
	住友電気工業	74,300	1,195	88,788,500	
	フジクラ	42,000	472	19,824,000	
	三益半導体工業	16,700	1,247	20,824,900	
	ディスコ	10,400	5,950	61,880,000	
	小松製作所	38,600	1,780	68,708,000	
	クボタ	106,000	740	78,440,000	
	荏原製作所	42,000	391	16,422,000	

栗田工業	33,100	2,885	95,493,500	
橋本チエイン	100,000	401	40,100,000	
SANKYO	11,800	5,380	63,484,000	
トウアバルブグループ本社	900	1,788	1,609,200	
THK	2,900	1,711	4,961,900	
岡野バルブ製造	4,000	943	3,772,000	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	三菱重工業	48,000	338	16,224,000	
	コニカミノルタホールディングス	44,000	893	39,292,000	
	ミネベア	115,000	402	46,230,000	
	東芝	262,000	511	133,882,000	
	三菱電機	37,000	740	27,380,000	
	東芝テック	14,000	396	5,544,000	
	日本電産	12,000	7,310	87,720,000	
	日新電機	38,000	512	19,456,000	
	富士通	131,000	594	77,814,000	
	ワコム	72	200,400	14,428,800	
	京三製作所	20,000	430	8,600,000	
	パナソニック	39,700	1,267	50,299,900	
	シャープ	8,000	1,034	8,272,000	
	ソニー	48,200	2,600	125,320,000	
	ミツミ電機	5,500	2,005	11,027,500	
	横河電機	19,400	784	15,209,600	
	シスメックス	10,200	3,810	38,862,000	
	日立メディコ	8,000	817	6,536,000	
	スタンレー電気	23,300	1,944	45,295,200	
	新神戸電機	36,000	1,003	36,108,000	
	ファナック	7,600	7,740	58,824,000	
	エンブラス	16,000	1,772	28,352,000	
	ローム	10,800	6,250	67,500,000	
	京セラ	21,000	8,140	170,940,000	
	パナソニック電工	92,000	1,163	106,996,000	
	KOA	59,500	774	46,053,000	
	小糸製作所	72,000	1,277	91,944,000	
	キヤノン	35,700	3,520	125,664,000	
	東京エレクトロン	14,000	5,800	81,200,000	
	デンソー	21,000	2,700	56,700,000	
	東海理化電機製作所	36,900	1,741	64,242,900	
	日本車輛製造	29,000	577	16,733,000	
	日産自動車	113,400	677	76,771,800	
	トヨタ自動車	118,800	3,620	430,056,000	
	トヨタ車体	2,500	1,645	4,112,500	
	アイシン精機	21,500	2,255	48,482,500	
	マツダ	81,000	222	17,982,000	
	本田技研工業	80,600	2,810	226,486,000	
	富士重工業	285,000	363	103,455,000	
	エクセディ	20,100	1,975	39,697,500	
ブイ・テクノロジー	44	659,000	28,996,000		
ニコン	79,900	1,740	139,026,000		
オリンパス	6,700	2,670	17,889,000		
HOYA	11,200	2,070	23,184,000		

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	シチズンホールディングス	113,800	525	59,745,000	
	フジシールインターナショナル	3,700	1,807	6,685,900	
	タカラトミー	123,900	713	88,340,700	
	東京電力	49,700	2,240	111,328,000	
	関西電力	36,200	2,010	72,762,000	
	東北電力	7,900	1,899	15,002,100	
	電源開発	25,900	2,700	69,930,000	
	東京瓦斯	261,000	369	96,309,000	
	大阪瓦斯	28,000	307	8,596,000	
	東日本旅客鉄道	34,100	6,020	205,282,000	
	東海旅客鉄道	84	606,000	50,904,000	
	日立物流	7,600	1,122	8,527,200	
	商船三井	70,000	572	40,040,000	
	三井倉庫	11,000	314	3,454,000	
	住友倉庫	25,000	402	10,050,000	
	ティーガイア	161	165,800	26,693,800	
	フジ・メディア・ホールディングス	66	139,200	9,187,200	
	ヤフー	488	28,950	14,127,600	
	トレンドマイクロ	10,200	3,370	34,374,000	
	アルファシステムズ	14,500	1,769	25,650,500	
	東映アニメーション	100	1,400	140,000	
	ジュピターテレコム	135	81,800	11,043,000	
	日本電信電話	73,900	3,850	284,515,000	
	KDDI	56	490,000	27,440,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	680	134,900	91,732,000	
	東宝	9,800	1,447	14,180,600	
	セゾン情報システムズ	16,900	675	11,407,500	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	3,600	2,245	8,082,000	
	ソフトバンク	34,400	2,090	71,896,000	
	チェルト	10,000	1,496	14,960,000	
	伊藤忠商事	64,000	622	39,808,000	
	丸紅	194,000	473	91,762,000	
	三井物産	149,500	1,258	188,071,000	
	日立ハイテクノロジーズ	42,500	1,782	75,735,000	
住友商事	70,000	937	65,590,000		
三菱商事	109,800	1,994	218,941,200		
岩谷産業	19,000	274	5,206,000		
サンエー	3,600	3,210	11,556,000		
カワチ薬品	6,400	1,912	12,236,800		
エービーシー・マート	10,200	2,705	27,591,000		
ポイント	4,580	5,880	26,930,400		
ナフコ	1,900	1,640	3,116,000		

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	アルペン	4,100	1,638	6,715,800	
	J・フロント リテイリング	14,000	496	6,944,000	
	スタートトゥデイ	38	184,000	6,992,000	
	クリエイトSDホールディングス	6,100	2,085	12,718,500	
	コスモス薬品	6,500	2,465	16,022,500	
	ツルハホールディングス	8,800	3,550	31,240,000	
	ドン・キホーテ	21,000	2,175	45,675,000	

大塚家具	5,000	907	4,535,000	
しまむら	5,600	8,790	49,224,000	
ケースホールディングス	14,000	2,650	37,100,000	
ヤマダ電機	9,110	5,630	51,289,300	
ファーストリテイリング	2,800	14,520	40,656,000	
サンドラッグ	23,800	2,310	54,978,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	699,100	485	339,063,500	
中央三井トラスト・ホールディングス	420,000	338	141,960,000	
千葉銀行	143,000	541	77,363,000	
横浜銀行	90,000	436	39,240,000	
静岡銀行	115,000	878	100,970,000	
スルガ銀行	34,000	849	28,866,000	
伊予銀行	28,000	797	22,316,000	
住友信託銀行	347,000	492	170,724,000	
セブン銀行	12	203,400	2,440,800	
みずほフィナンシャルグループ	755,000	174	131,370,000	
野村ホールディングス	157,900	640	101,056,000	
みずほ証券	170,000	321	54,570,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	59,000	291	17,169,000	
三井住友海上グループホールディングス	48,600	2,255	109,593,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	78	267,700	20,880,600	
東京海上ホールディングス	67,100	2,435	163,388,500	
オリックス	16,030	5,790	92,813,700	
野村不動産ホールディングス	56,700	1,537	87,147,900	
三井不動産	57,000	1,577	89,889,000	
三菱地所	115,000	1,443	165,945,000	
東急不動産	49,000	409	20,041,000	
住友不動産	14,000	1,734	24,276,000	
住友不動産販売	4,890	3,400	16,626,000	
アコーディア・ゴルフ	116	83,200	9,651,200	
カカクコム	99	312,000	30,888,000	
明光ネットワークジャパン	7,100	569	4,039,900	
楽天	264	60,300	15,919,200	
合計（日本）213銘柄	11,493,790	-	11,283,813,700	

デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

「B R T R E X FoF用（適格機関投資家限定）」の状況

「B R T R E X FoF用（適格機関投資家限定）」は追加型株式投資信託であります。同ファンドの財務書類は日本国内の諸法規に準拠して作成され、独立監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」、「注記表」及び「附属明細表」は、同ファンドの運用会社であるブラックロック・ジャパン株式会社から入手した平成21年10月15日現在の財務書類から抜粋したものであります。

財務諸表

B R T R E X F o F 用（適格機関投資家限定）

貸借対照表

項目	第2期 (平成20年10月15日現在)	第3期 (平成21年10月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	492,451,588	45,691,743
未収入金	7,999,999	500,000
流動資産合計	500,451,587	46,191,743
資産合計	500,451,587	46,191,743
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,999,999	500,000
未払受託者報酬	93,234	9,697
未払委託者報酬	1,625,823	169,617
その他未払費用	483,000	178,912
流動負債合計	10,202,056	858,226
負債合計	10,202,056	858,226
純資産の部		
元本等		
元本	526,591,007	49,105,757
剰余金		
期末欠損金 (分配準備積立金)	36,341,476 ()	3,772,240 ()
剰余金合計	36,341,476	3,772,240
純資産合計	490,249,531	45,333,517
負債・純資産合計	500,451,587	46,191,743

損益及び剰余金計算書

項目	第2期 (自平成19年10月16日 至平成20年10月15日)	第3期 (自平成20年10月16日 至平成21年10月15日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	38,103,864	1,282,535
営業収益合計	38,103,864	1,282,535
営業費用		
受託者報酬	210,924	62,575
委託者報酬	3,677,719	1,092,017
その他費用	483,000	178,912
営業費用合計	4,371,643	1,333,504
営業損失金額	42,475,507	2,616,039
経常損失金額	42,475,507	2,616,039
当期純損失金額	42,475,507	2,616,039
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	11,883,014	2,228,219
期首欠損金	1,909,484	36,341,476
欠損金減少額	1,722,228	33,011,210
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(1,722,228)	(33,011,210)
欠損金増加額	5,561,727	54,154
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(5,561,727)	(54,154)
分配金		

期末欠損金	36,341,476	3,772,240
-------	------------	-----------

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第2期 (自平成19年10月16日 至平成20年10月15日)	第3期 (自平成20年10月16日 至平成21年10月15日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資 信託の基準価額で時価評価して おります。	親投資信託受益証券 同左
2 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 (平成20年10月15日現在)	第3期 (平成21年10月15日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権 総数	526,591,007口	49,105,757口
2 投資信託財産の計算に関する規則第 55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 36,341,476円	元本の欠損 3,772,240円
3 1口当たり純資産額	0.9310円	0.9232円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 (自平成19年10月16日 至平成20年10月15日)	第3期 (自平成20年10月16日 至平成21年10月15日)
1 分配金の計算過程	第2期計算期末における、配当等収 益(0円)、費用控除後の有価証券売 買等損益(30,592,493円)、収益 調整金(有価証券売買等損益相当 額)(5,289,171円)、収益調整金(そ の他収益調整金)(0円)、分配準 備積立金(0円)により、分配対象収 益は0円となり、当期は分配がで きませんでした。	第3期計算期末における、配当等収 益(0円)、費用控除後の有価証券売 買等損益(387,820円)、収益調整 金(有価証券売買等損益相当額) (533,555円)、収益調整金(そ の他収益調整金)(0円)、分配準備積 立金(0円)により、分配対象収益は 0円となり、当期は分配ができません でした。
2 剰余金増加額・減少額及び 欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額 及び当期追加信託に伴う欠損金増 加額は、それぞれ欠損金増加額と 減少増加額との純額を表示して おります。	同左

(税効果会計に関する注記)

第2期 (自平成19年10月16日 至平成20年10月15日)	第3期 (自平成20年10月16日 至平成21年10月15日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 (自平成19年10月16日 至平成20年10月15日)	第3期 (自平成20年10月16日 至平成21年10月15日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第2期 (自平成19年10月16日 至平成20年10月15日)	第3期 (自平成20年10月16日 至平成21年10月15日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第2期 (平成20年10月15日現在)	第3期 (平成21年10月15日現在)
期首元本額	677,134,507円	526,591,007円
期中追加設定元本額	220,061,727円	854,154円
期中一部解約元本額	370,605,227円	478,339,404円

2 有価証券関係

第2期（平成20年10月15日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	492,451,588	27,268,354

第3期（平成21年10月15日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	45,691,743	26,627

3 デリバティブ取引関係

第2期 (自平成19年10月16日 至平成20年10月15日)	第3期 (自平成20年10月16日 至平成21年10月15日)
当ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	B R日本株式トータルリターン・マザーファンド	41,455,039	45,691,743	11,022

(注) 備考欄は親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「B R日本株式トータルリターン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成21年10月15日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「B R日本株式トータルリターン・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(平成21年10月15日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	203,532
コール・ローン	1,074,098,687
株式	5,990,708,950
派生商品評価勘定	179,987,125
未収配当金	44,679,850
差入委託証拠金	222,090,000
流動資産合計	7,511,768,144
資産合計	7,511,768,144
負債の部	
流動負債	
前受金	264,424,000
未払解約金	16,799,999
流動負債合計	281,223,999
負債合計	281,223,999
純資産の部	
元本等	
元本	6,559,896,493
剰余金	
剰余金	670,647,652
純資産合計	7,230,544,145
負債・純資産合計	7,511,768,144

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該株価指数先物取引に係るものです。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年10月15日現在)
1 . 当該計算期間の末日における受益権総数	6,559,896,493口
2 . 1口当たり純資産額	1.1022円

(税効果会計に関する注記)

(自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成20年10月16日
至 平成21年10月15日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成21年10月15日現在)	
同計算期間の期首元本額	9,477,227,051円
同計算期間中の追加設定元本額	13,048,382円
同計算期間中の一部解約元本額	2,930,378,940円
同計算期間末日の元本額	6,559,896,493円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
B R T R E X ファンド(適格機関投資家転売制限付)	5,127,366,634円
B R T R E X ファンドV A (適格機関投資家向け)	1,391,074,820円
B R T R E X F o F 用(適格機関投資家限定)	41,455,039円
合計	6,559,896,493円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

(平成21年10月15日現在)		
種類	貸借対照表上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	5,990,708,950	405,958,876

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

(自 平成20年10月16日 至 平成21年10月15日)	
1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。
2 取引に対する取組方針と利用目的	当ファンドは、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で株価指数先物取引を利用しております。
3 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。
4 取引に係るリスクの管理体制	取引の管理は、投資信託約款に従いファンド管理部門が行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(平成21年10月15日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	6,280,732,125	-	6,100,745,000	179,987,125
	合計	6,280,732,125	-	6,100,745,000	179,987,125

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日鉄鉱業	10,000	520	5,200,000	
国際石油開発帝石	9	787,000	7,083,000	
石油資源開発	5,400	4,760	25,704,000	
大成建設	158,000	177	27,966,000	
大林組	38,000	368	13,984,000	
西松建設	35,000	134	4,690,000	
前田建設工業	18,000	267	4,806,000	
東鉄工業	9,000	614	5,526,000	
戸田建設	54,000	303	16,362,000	
ニューリアルプロパティ	26,000	0	0	
日本道路	26,000	192	4,992,000	
東亜建設工業	53,000	101	5,353,000	
五洋建設	46,500	113	5,254,500	
大和ハウス工業	18,000	931	16,758,000	
積水ハウス	72,000	775	55,800,000	
中電工	12,200	1,424	17,372,800	
東京エネシス	5,000	710	3,550,000	
九電工	10,000	554	5,540,000	
太平電業	3,000	1,060	3,180,000	
東洋エンジニアリング	48,000	324	15,552,000	
新興ブランテック	4,200	906	3,805,200	
山崎製パン	15,000	1,213	18,195,000	
森永乳業	43,000	410	17,630,000	
プリマハム	46,000	104	4,784,000	
丸大食品	18,000	297	5,346,000	
米久	5,000	895	4,475,000	
アサヒビール	26,100	1,652	43,117,200	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	

キリンホールディングス	13,000	1,380	17,940,000
オエノンホールディングス	25,000	195	4,875,000
メルシャン	21,000	210	4,410,000
三国コカ・コーラボトリング	6,200	761	4,718,200
日清オイリオグループ	35,000	469	16,415,000
J-オイルミルズ	14,000	307	4,298,000
味の素	58,000	867	50,286,000
日本たばこ産業	69	272,800	18,823,200
わらべや日洋	4,100	1,159	4,751,900
グンゼ	42,000	380	15,960,000
東京スタイル	24,000	779	18,696,000
住友化学	20,000	376	7,520,000
日本曹達	12,000	383	4,596,000
東亜合成	51,000	298	15,198,000
信越化学工業	4,300	5,390	23,177,000
堺化学工業	12,000	380	4,560,000
三菱ケミカルホールディングス	39,000	356	13,884,000
積水化学工業	34,000	488	16,592,000
宇部興産	128,000	230	29,440,000
ADEKA	17,700	855	15,133,500
花王	9,100	2,210	20,111,000
藤倉化成	9,300	482	4,482,600
サカイクス	13,000	367	4,771,000
東洋インキ製造	45,000	330	14,850,000
富士フイルムホールディングス	25,600	2,545	65,152,000
小林製薬	3,300	3,900	12,870,000
有沢製作所	11,800	674	7,953,200
天馬	3,300	1,150	3,795,000
ユニ・チャーム	2,000	8,450	16,900,000

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
武田薬品工業	16,900	3,720	62,868,000	
アステラス製薬	3,500	3,700	12,950,000	
大日本住友製薬	27,200	975	26,520,000	
田辺三菱製薬	57,000	1,222	69,654,000	
ツムラ	6,500	3,240	21,060,000	
日医工	4,600	2,810	12,926,000	
鳥居薬品	7,400	1,724	12,757,600	
第一三共	9,900	1,722	17,047,800	
キョーリン	17,000	1,492	25,364,000	
新日本石油	93,000	485	45,105,000	
コスモ石油	94,000	259	24,346,000	
新日鉱ホールディングス	53,500	438	23,433,000	
AOCホールディングス	13,900	642	8,923,800	
出光興産	3,300	7,000	23,100,000	
東洋ゴム工業	93,000	186	17,298,000	
ブリヂストン	52,800	1,571	82,948,800	
日本板硝子	151,000	306	46,206,000	
日本山村硝子	17,000	276	4,692,000	
太平洋セメント	417,000	116	48,372,000	
新日本製鐵	151,000	365	55,115,000	
中山製鋼所	50,000	173	8,650,000	
合同製鐵	46,000	207	9,522,000	

ジェイ エフ イー ホールディングス	14,900	3,370	50,213,000	
東京製鐵	22,100	1,209	26,718,900	
淀川製鋼所	67,000	385	25,795,000	
東洋鋼鈑	21,000	410	8,610,000	
リョービ	76,000	240	18,240,000	
東洋製罐	8,300	1,604	13,313,200	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
住生活グループ	11,000	1,459	16,049,000	
アマダ	24,000	586	14,064,000	
アイダエンジニアリング	11,900	275	3,272,500	
牧野フライス製作所	11,000	342	3,762,000	
エヌ・ピー・シー	5,400	2,350	12,690,000	
小松製作所	12,200	1,780	21,716,000	
月島機械	6,000	580	3,480,000	
新東工業	5,200	630	3,276,000	
小森コーポレーション	13,400	1,083	14,512,200	
栗田工業	6,200	2,885	17,887,000	
タダノ	8,000	446	3,568,000	
平和	21,700	904	19,616,800	
キヤノンファインテック	6,800	1,204	8,187,200	
大和冷機工業	16,000	455	7,280,000	
セガサミーホールディングス	14,400	1,232	17,740,800	
ホシザキ電機	26,900	1,270	34,163,000	
三菱重工業	128,000	338	43,264,000	
コニカミノルタホールディングス	83,500	893	74,565,500	
日立製作所	108,000	302	32,616,000	
三菱電機	76,000	740	56,240,000	
東芝テック	80,000	396	31,680,000	
富士通	81,000	594	48,114,000	
パナソニック	53,500	1,267	67,784,500	
ソニー	13,000	2,600	33,800,000	
ホシデン	24,400	1,228	29,963,200	
アルパイン	22,200	818	18,159,600	
山武	11,700	2,000	23,400,000	
エスベック	14,000	549	7,686,000	
日立メディコ	8,000	817	6,536,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本デジタル研究所	3,200	1,166	3,731,200	
ローム	7,700	6,250	48,125,000	
双葉電子工業	10,000	1,478	14,780,000	
アロカ	6,700	750	5,025,000	
キヤノン	9,000	3,520	31,680,000	
リコー	56,000	1,261	70,616,000	
東京エレクトロン	3,600	5,800	20,880,000	
ユニプレス	15,900	1,246	19,811,400	
日産自動車	84,200	677	57,003,400	
トヨタ自動車	40,000	3,620	144,800,000	
新明和工業	10,000	345	3,450,000	

トピー工業	95,000	196	18,620,000
NOK	15,500	1,359	21,064,500
本田技研工業	45,600	2,810	128,136,000
スズキ	10,300	2,120	21,836,000
富士重工業	242,000	363	87,846,000
ノーリツ鋼機	9,500	785	7,457,500
ニプロ	27,500	1,898	52,195,000
トッパン・フォームズ	3,300	1,193	3,936,900
フジシールインターナショナル	2,600	1,807	4,698,200
凸版印刷	20,000	844	16,880,000
大日本印刷	14,000	1,189	16,646,000
ツツミ	3,600	2,260	8,136,000
ローランド	7,200	963	6,933,600
任天堂	1,700	23,260	39,542,000
コクヨ	22,000	807	17,754,000
東京電力	20,400	2,240	45,696,000
関西電力	23,800	2,010	47,838,000
九州電力	48,200	1,881	90,664,200

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
静岡瓦斯	63,500	691	43,878,500	
京成電鉄	39,000	544	21,216,000	
東日本旅客鉄道	12,800	6,020	77,056,000	
西日本旅客鉄道	72	318,000	22,896,000	
東海旅客鉄道	38	606,000	23,028,000	
日本通運	109,000	350	38,150,000	
山九	144,000	371	53,424,000	
センコー	37,000	343	12,691,000	
日本梱包運輸倉庫	23,000	979	22,517,000	
セイノーホールディングス	31,000	723	22,413,000	
商船三井	28,000	572	16,016,000	
全日本空輸	62,000	247	15,314,000	
ITホールディングス	13,600	1,233	16,768,800	
コーエーテクモホールディングス	30,600	791	24,204,600	
野村総合研究所	5,000	2,135	10,675,000	
フジ・メディア・ホールディングス	123	139,200	17,121,600	
ヤフー	433	28,950	12,535,350	
日本ユニシス	24,700	778	19,216,600	
日本テレビ放送網	3,690	12,480	46,051,200	
テレビ朝日	28	146,900	4,113,200	
スカパーJ S A Tホールディングス	426	40,500	17,253,000	
日本電信電話	30,800	3,850	118,580,000	
KDDI	44	490,000	21,560,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	391	134,900	52,745,900	
東映	35,000	488	17,080,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	98	278,400	27,283,200	
D T S	4,700	875	4,112,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	16,500	2,245	37,042,500	
コナミ	11,600	1,756	20,369,600	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
双日	393,800	180	70,884,000	
小野建	9,800	809	7,928,200	
メディopalホールディングス	20,600	1,235	25,441,000	
黒田電気	6,100	1,268	7,734,800	
マクニカ	5,100	1,394	7,109,400	
丸紅	68,000	473	32,164,000	
長瀬産業	14,000	1,049	14,686,000	
住友商事	52,000	937	48,724,000	
内田洋行	24,000	289	6,936,000	
三菱商事	36,200	1,994	72,182,800	
キヤノンマーケティングジャパン	20,800	1,488	30,950,400	
菱洋エレクトロ	9,700	760	7,372,000	
菱電商事	21,000	543	11,403,000	
稲畑産業	29,600	353	10,448,800	
伊藤忠エネクス	126,400	490	61,936,000	
リョーサン	14,200	2,260	32,092,000	
三信電気	10,300	689	7,096,700	
加賀電子	7,800	920	7,176,000	
スズケン	8,600	3,250	27,950,000	
ローソン	4,400	4,020	17,688,000	
カワチ薬品	1,700	1,912	3,250,400	
ゲオ	37	93,200	3,448,400	
DCM Japanホールディングス	28,900	601	17,368,900	
ドトール・日レスホールディングス	31,200	1,290	40,248,000	
マツモトキヨシホールディングス	9,300	2,075	19,297,500	
ココカラファインホールディングス	1,800	2,290	4,122,000	
サークルKサンクス	12,700	1,279	16,243,300	
セブン&アイ・ホールディングス	17,400	2,165	37,671,000	
総合メディカル	1,500	2,335	3,502,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
コーナン商事	3,200	1,056	3,379,200	
ドン・キホーテ	4,600	2,175	10,005,000	
サイゼリヤ	2,100	1,753	3,681,300	
カスミ	8,000	448	3,584,000	
しまむら	3,900	8,790	34,281,000	
ダイエー	9,300	338	3,143,400	
イオン	19,400	841	16,315,400	
ユニー	24,400	646	15,762,400	
平和堂	14,200	1,207	17,139,400	
ニトリ	2,300	7,590	17,457,000	
バロー	4,200	792	3,326,400	
ファーストリテイリング	1,100	14,520	15,972,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	210,900	485	102,286,500	
中央三井トラスト・ホールディングス	97,000	338	32,786,000	
三井住友フィナンシャルグループ	11,800	3,250	38,350,000	

西日本シティ銀行	124,000	214	26,536,000	
横浜銀行	98,000	436	42,728,000	
七十七銀行	24,000	479	11,496,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	71,000	343	24,353,000	
静岡銀行	18,000	878	15,804,000	
山梨中央銀行	59,000	418	24,662,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	128,000	197	25,216,000	
山陰合同銀行	35,000	747	26,145,000	
鹿児島銀行	39,000	662	25,818,000	
肥後銀行	52,000	515	26,780,000	
十八銀行	46,000	247	11,362,000	
琉球銀行	10,400	1,041	10,826,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
みずほフィナンシャルグループ	215,600	174	37,514,400	
山口フィナンシャルグループ	28,000	899	25,172,000	
愛知銀行	3,400	7,330	24,922,000	
栃木銀行	27,000	405	10,935,000	
北日本銀行	4,400	2,765	12,166,000	
大和証券グループ本社	86,000	473	40,678,000	
三井住友海上グループホールディングス	23,600	2,255	53,218,000	
損害保険ジャパン	101,000	583	58,883,000	
東京海上ホールディングス	24,700	2,435	60,144,500	
クレディセゾン	24,200	1,102	26,668,400	
芙蓉総合リース	5,800	1,885	10,933,000	
ジャックス	49,000	221	10,829,000	
オリックス	2,940	5,790	17,022,600	
昭栄	7,600	745	5,662,000	
三井不動産	43,000	1,577	67,811,000	
東京建物	38,000	470	17,860,000	
東急不動産	24,000	409	9,816,000	
レオパレス21	22,200	685	15,207,000	
日本工営	14,000	282	3,948,000	
スタジオアリス	4,400	940	4,136,000	
総合警備保障	16,600	1,051	17,446,600	
ダスキン	2,400	1,617	3,880,800	
東急コミュニティー	2,000	1,947	3,894,000	
楽天	109	60,300	6,572,700	
エイチ・アイ・エス	2,100	1,908	4,006,800	
共立メンテナンス	2,600	1,461	3,798,600	
応用地質	8,700	867	7,542,900	
ベネッセホールディングス	8,900	4,010	35,689,000	
合計(255銘柄)	8,471,007		5,990,708,950	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「MHAM国内株式L&Sファンド（Fof用）（適格機関投資家専用）」の状況

「MHAM国内株式L&Sファンド（Fof用）（適格機関投資家専用）」は追加型株式投資信託であります。同ファンドの財務書類は日本国内の諸法規に準拠して作成され、独立監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」、「注記表」及び「附属明細表」は、同ファンドの運用会社であるみずほ投信投資顧問株式会社から入手した平成21年6月12日現在及び平成21年12月14日現在の財務書類から抜粋したものであります。

(1)貸借対照表

（単位：円）

区分	第5期計算期間 （平成21年6月12日現在）	第6期計算期間 （平成21年12月14日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,038,300	7,169,006
親投資信託受益証券	469,689,654	351,749,383
未収利息	29	20
流動資産合計	478,727,983	358,918,409
資産合計	478,727,983	358,918,409
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	8,399,999
未払受託者報酬	174,686	127,647
未払委託者報酬	1,688,539	1,233,869
その他未払費用	11,585	8,451
流動負債合計	1,874,810	9,769,966
負債合計	1,874,810	9,769,966
純資産の部		
元本等		
元本	481,501,381	346,986,644
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,648,208	2,161,799
（分配準備積立金）	6,848,247	5,940,704
元本等合計	476,853,173	349,148,443
純資産合計	476,853,173	349,148,443
負債純資産合計	478,727,983	358,918,409

(2)損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区分	第5期計算期間 （自平成20年12月13日 至平成21年6月12日）	第6期計算期間 （自平成21年6月13日 至平成21年12月14日）

営業収益		
受取利息	7,488	5,507
有価証券売買等損益	22,699,526	7,159,718
営業収益合計	22,692,038	7,165,225
営業費用		
受託者報酬	174,686	127,647
委託者報酬	1,688,539	1,233,869
その他費用	11,585	8,451
営業費用合計	1,874,810	1,369,967
営業利益又は営業損失（ ）	24,566,848	5,795,258
経常利益又は経常損失（ ）	24,566,848	5,795,258
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,566,848	5,798,258
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,919,894	546,123
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	18,592,793	4,648,208
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,357	1,562,073
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,562,073
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,357	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,617,404	1,201
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,617,404	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,201
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,648,208	2,161,799

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期計算期間 (自平成20年12月13日 至平成21年6月12日)	第6期計算期間 (自平成21年6月13日 至平成21年12月14日)
1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	同左
3 計算期間	本財務諸表に係るファンドの計算期間は、平成20年12月13日から平成21年6月12日までとなっております。	本財務諸表に係るファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成21年6月13日から平成21年12月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第5期計算期間 (平成21年6月12日現在)	第6期計算期間 (平成21年12月14日現在)
1 担保資産	該当事項はありません。	-
2 計算期間末日の受益権総口数	481,501,381口	346,986,644口
3 元本の欠損金額	4,648,208円	-
4 一単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産の額 (1万口当たりの純資産の額)	0.9903円 (9,903円)	1.0062円 (10,062円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期計算期間 （自平成20年12月13日 至平成21年6月12日）	第6期計算期間 （自平成21年6月13日 至平成21年12月14日）																		
<p>1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。</p> <p>2 分配金の計算過程 （自平成20年12月13日 至 平成21年6月12日） 信託約款に基づき計算した分配可能額 11,433,080円（経費1,874,810円控除後）より、 収益分配方針に基づき基準価額水準及び市況動向等を勘案した結果、当期は分配を見合わせる ことと致しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">金額（円）</th> <th style="text-align: center;">1万口 当り （円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td style="text-align: right;">173,855</td> <td style="text-align: right;">3.61</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券売買等 損益</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td style="text-align: right;">4,584,833</td> <td style="text-align: right;">95.21</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備積立金</td> <td style="text-align: right;">6,674,392</td> <td style="text-align: right;">138.61</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: right;">11,433,080</td> <td style="text-align: right;">237.43</td> </tr> </tbody> </table>		金額（円）	1万口 当り （円）	A. 配当等収益	173,855	3.61	B. 有価証券売買等 損益	-	-	C. 収益調整金	4,584,833	95.21	D. 分配準備積立金	6,674,392	138.61	分配可能額	11,433,080	237.43	<p>1 分配金の計算過程 （自平成21年6月13日 至 平成21年12月14日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （818,803円）、繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益（0円）、収益調整金（3,350,783 円）、分配準備積立金（5,121,901円）より、 分配対象収益は9,291,487円（1万口当たり 267円）でありませんが、当期の収益分配金につ きましては、見送りとなりました。</p>
	金額（円）	1万口 当り （円）																	
A. 配当等収益	173,855	3.61																	
B. 有価証券売買等 損益	-	-																	
C. 収益調整金	4,584,833	95.21																	
D. 分配準備積立金	6,674,392	138.61																	
分配可能額	11,433,080	237.43																	

（有価証券関係に関する注記）

（1）売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第5期計算期間（自平成20年12月13日 至 平成21年6月12日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	469,689,654	17,029,847
合計	469,689,654	17,029,847

第6期計算期間（自平成21年6月13日 至 平成21年12月14日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	351,749,383	6,312,924
合計	351,749,383	6,312,924

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

区分	第5期計算期間 （平成21年6月12日現在）	第6期計算期間 （平成21年12月14日現在）
1 期首元本額	641,827,215円	481,501,381円
期中追加設定元本額	12,976,643円	4,001,201円
期中一部解約元本額	173,302,477円	138,515,938円

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM国内株式L & Sファンド（F o F用）（適格機関投資家専用）（平成21年12月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM国内株式L & Sマザーファンド2	341,239,216	351,749,383	
	日本・円		341,239,216	351,749,383	
	小計	銘柄数 組入時価比率	1 100.7%	100.0%	
親投資信託受益証券 合計				351,749,383	
合計				351,749,383	

（注1）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「MHAM国内株式L & Sマザーファンド2」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「MHAM国内株式L & Sマザーファンド2」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区分	（平成21年12月14日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	129,788,012
株式	1,591,093,100
現先取引勘定	499,930,500
未収入金	17,937,607
信用取引預け金	912,693,131

未収配当金	758,000
未収利息	374
前払金	606,000
その他未収収益	37,329
差入保証金	588,000,000
差入委託証拠金	4,260,000
流動資産合計	3,745,104,053
資産合計	3,745,104,053
負債の部	
流動負債	
信用売証券	905,986,700
未払金	67,649,145
その他未払費用	4,538,825
流動負債合計	978,174,670
負債合計	978,174,670
純資産の部	
元本等	
元本	2,684,248,968
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	82,680,415
元本等合計	2,766,929,383
純資産合計	2,766,929,383
負債純資産合計	3,745,104,053

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年 6月13日 至 平成21年12月14日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式につきましては、移動平均法に基づき、信用売証券につきましては、個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）により評価しております。なお、先物取引、オプション取引につきましては、個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しています。 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 その他費用の計上基準 借株料 信用売り株式の借入に係る費用として、予め借入先と合意した料率と計算方法に基づき、原則として、借入実行日(信用売り受渡日)の翌営業日から日々計上しております。 支払配当金相当額 信用売り株式の借入先に支払うべき配当金相当額として、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の100%を計上し、単価の変更の際は確定時に差額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年12月14日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数	2,684,248,968口

2 一単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産の額	1.0308円
(1万口当たりの純資産の額)	(10,308円)

（有価証券関係に関する注記）

（1）売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自平成21年6月13日至平成21年12月14日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	1,591,093,100	69,950,047
資産合計	1,591,093,100	69,950,047
信用売証券	905,986,700	15,891,344
負債合計	905,986,700	15,891,344

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I取引の状況に関する事項

項目	自平成21年6月13日 至平成21年12月14日
1 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引であります。
2 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、現物株式への投資または株式の信用取引による売付けよりも、デリバティブ取引を用いることが有利と判断される場合に行う方針であります。
3 取引の利用目的	デリバティブ取引は、実質株式組入比率を - 30% から 30% の範囲内に維持することを目的として利用します。
4 取引に係るリスクの内容	当投資信託の利用するデリバティブ取引には、市場価格の変動に伴う価格変動リスクがあります。
5 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、信託約款に定める制限のほか、運用ガイドライン等の社内ルールに従い、運用担当者が執行し、運用管理部門担当者が常時取引内容について確認・管理を行っております。

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

区分	（平成21年12月14日現在）
1 親投資信託の期首における元本額	2,814,870,646円
期中追加設定元本額	（平成21年6月13日） 3,907,777円
期中一部解約元本額	134,529,455円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	2,684,248,968円
MHAM国内株式L&S（FoF用）（適格機関投資家専用）	341,239,216円
MHAM国内株式L&Sファンド・年金型（非課税適格機関投資家専用）	2,343,009,752円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

有価証券明細表

MHAM国内株式L & Sマザーファンド2

(平成21年12月14日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
日本・ 円	ウエストホールディングス	8,000	1,138	9,104,000	
	大東建託	4,400	4,360	19,184,000	
	日揮	9,000	1,718	15,462,000	
	ヤクルト本社	6,400	2,765	17,696,000	
	日本八ム	16,000	1,036	16,576,000	
	帝人	56,000	295	16,520,000	
	クラレ	16,000	1,117	17,872,000	
	昭和電工	96,000	176	16,896,000	
	日産化学工業	13,000	1,337	17,381,000	
	関東電化工業	25,000	723	18,075,000	
	エア・ウォーター	14,000	1,099	15,386,000	
	大陽日酸	18,000	1,011	18,198,000	
	ステラ ケミファ	3,200	5,030	16,096,000	
	日本触媒	20,000	811	16,220,000	
	日立化成工業	8,100	1,896	15,357,600	
	日本ペイント	28,000	583	16,324,000	
	関西ペイント	24,000	786	18,864,000	
	東洋インキ製造	53,000	354	18,762,000	
	資生堂	8,000	1,820	14,560,000	
	ライオン	35,000	463	16,205,000	
	日東電工	5,600	3,290	18,424,000	
	ユニ・チャーム	2,000	9,030	18,060,000	
	中外製薬	10,000	1,683	16,830,000	
	沢井製薬	3,200	5,260	16,832,000	
	日本碍子	10,000	2,055	20,550,000	
	MARUWA	8,000	2,190	17,520,000	
	日立金属	19,000	896	17,024,000	
	住友電気工業	13,000	1,095	14,235,000	
	SUMCO	12,000	1,497	17,964,000	
	日本発條	25,000	855	21,375,000	
	日本製鋼所	16,000	1,142	18,272,000	
	ディスコ	3,200	5,600	17,920,000	
	TOWA	23,200	781	18,119,200	
クボタ	24,000	861	20,664,000		
ダイキン工業	6,000	3,560	21,360,000		
THK	16,100	1,675	26,967,500		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
日本・ 円	マキタ	4,800	3,290	15,792,000	

ミネベア	40,000	478	19,120,000	
東芝	33,000	505	16,665,000	
三菱電機	23,000	662	15,226,000	
東洋電機製造	20,000	725	14,500,000	
日本電産	2,800	8,090	22,652,000	
第一精工	3,100	4,230	13,113,000	
日新電機	20,000	441	8,820,000	
エルピーダメモリ	13,600	1,319	17,938,400	
シャープ	16,000	1,116	17,856,000	
ソニー	6,400	2,610	16,704,000	
アドバンテスト	8,000	2,175	17,400,000	
東光電気	16,000	421	6,736,000	
スタンレー電気	8,800	1,855	16,324,000	
新光電気工業	13,000	1,370	17,810,000	
太陽誘電	16,000	1,093	17,488,000	
ニチコン	16,000	874	13,984,000	
小糸製作所	17,000	1,494	25,398,000	
キヤノン	4,800	3,760	18,048,000	
トヨタ紡織	10,400	1,955	20,332,000	
ユニプレス	12,800	1,558	19,942,400	
デンソー	8,000	2,660	21,280,000	
日産自動車	42,000	733	30,786,000	
武蔵精密工業	8,000	2,010	16,080,000	
トヨタ車体	8,800	1,731	15,232,800	
スズキ	8,000	2,235	17,880,000	
豊田合成	5,600	2,730	15,288,000	
エフ・シー・シー	8,000	1,678	13,424,000	
テルモ	4,000	5,290	21,160,000	
オリンパス	7,600	2,965	22,534,000	
パラマウントベッド	8,000	2,050	16,400,000	
東日本旅客鉄道	2,800	6,010	16,828,000	
ヤマトホールディングス	12,000	1,287	15,444,000	
ソフトバンク	10,400	2,165	22,516,000	
三菱商事	8,000	2,255	18,040,000	
エービーシー・マート	5,600	2,580	14,448,000	
ゲオ	120	90,000	10,800,000	
三越伊勢丹ホールディングス	22,000	769	16,918,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
日本・ 円	スギホールディングス	8,800	2,015	17,732,000	
	コメリ	6,400	2,295	14,688,000	
	しまむら	1,600	7,980	12,768,000	
	ケーズホールディングス	5,600	2,970	16,632,000	
	ニトリ	2,300	6,650	15,295,000	
	りそなホールディングス	16,000	946	15,136,000	
	横浜銀行	37,000	432	15,984,000	
	野村ホールディングス	40,000	663	26,520,000	
	オリックス	3,500	6,240	21,840,000	
	パーク24	18,000	976	17,568,000	

	明和地所	14,000	420	5,880,000	
	東急リバブル	24,900	830	20,667,000	
	ミクシィ	31	807,000	25,017,000	
	アコーディア・ゴルフ	40	95,800	3,832,000	
	メッセージ	36	191,000	6,876,000	
	アウトソーシング	192	37,300	7,161,600	
	アドウェイズ	128	135,700	17,369,600	
	J Pホールディングス	8,000	1,438	11,504,000	
	楽天	400	67,400	26,960,000	
	日本海洋堀削	500	3,800	1,900,000	
日本・円	小計	1,319,247		1,591,093,100	
	銘柄数	94			
	組入時価比率	57.5%		100.0%	
合計		1,319,247		1,591,093,100	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

(平成21年12月14日現在)

通貨	銘柄	信用取引		備考
		売建株数	評価額	
日本・円	日本水産	61,000	15,494,000	
	国際石油開発帝石	36	23,724,000	
	高砂熱学工業	16,000	12,368,000	
	日清製粉グループ本社	15,000	18,120,000	
	森永乳業	36,000	13,284,000	
	新日鉄ソリューションズ	8,000	11,296,000	
	味の素	20,000	16,540,000	
	わらべや日洋	10,500	10,857,000	
	ゲンゼ	40,000	12,880,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	8,000	15,056,000	
	サンマルクホールディングス	4,000	10,500,000	
	ワコールホールディングス	12,000	11,964,000	
	日本製紙グループ本社	11,200	25,872,000	
	小野薬品工業	4,000	15,560,000	
	大正製薬	12,000	19,056,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	136	17,190,400	
	大塚商会	2,800	12,040,000	
	東海カーボン	32,000	14,048,000	
	TOTO	32,000	18,176,000	
	新日本製鐵	48,000	17,184,000	
	東京製鐵	14,400	15,235,200	
	大同特殊鋼	40,000	13,040,000	
	三菱マテリアル	80,000	17,840,000	
	豊田自動織機	7,000	18,760,000	
三井海洋開発	8,600	15,222,000		

住友重機械工業	36,000	15,732,000
シーケーディ	24,000	15,912,000
NTN	46,000	18,860,000
オムロン	12,000	18,708,000
富士通	55,000	31,515,000
パナソニック	16,000	20,672,000
ヒロセ電機	1,400	13,454,000
ローム	2,600	15,808,000
京セラ	2,000	15,780,000

通貨	銘柄	信用取引		備考
		売建株数	評価額	
日本・円	村田製作所	4,000	18,000,000	
	三井造船	48,000	10,608,000	
	近畿車輛	20,000	13,520,000	
	マツダ	72,000	14,400,000	
	ヤマハ発動機	15,000	17,175,000	
	良品計画	4,800	16,944,000	
	ゼンショー	24,000	15,168,000	
	大日本印刷	13,000	14,586,000	
	ヤマハ	14,000	14,392,000	
	任天堂	400	8,428,000	
	高島屋	20,000	11,500,000	
	イオン	18,000	13,158,000	
	常陽銀行	32,000	12,352,000	
	SBIホールディングス	1,100	17,402,000	
	イオンクレジットサービス	8,700	7,647,300	
	カブドットコム証券	180	15,498,000	
	T&Dホールディングス	7,200	13,672,800	
	三菱地所	12,000	17,136,000	
	京成電鉄	28,000	13,916,000	
	日本通運	48,000	19,008,000	
KDDI	36	16,992,000		
中部電力	8,000	17,840,000		
セコム	4,000	17,520,000		
日本システムディベロップメント	12,000	11,376,000		
合計		1,132,088	905,986,700	

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年2月26日現在）

資産総額	799,259,566 円
負債総額	3,383,422 円

純資産総額（ - ）	795,876,144 円
発行済口数	822,238,156 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,679 円

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	3,655,899,620口	823,435,297口
第2期計算期間	1,323,146,085口	2,482,515,633口
第3期計算期間	216,741,428口	959,223,182口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初の自己設定口数を含みません。

第四部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしてします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

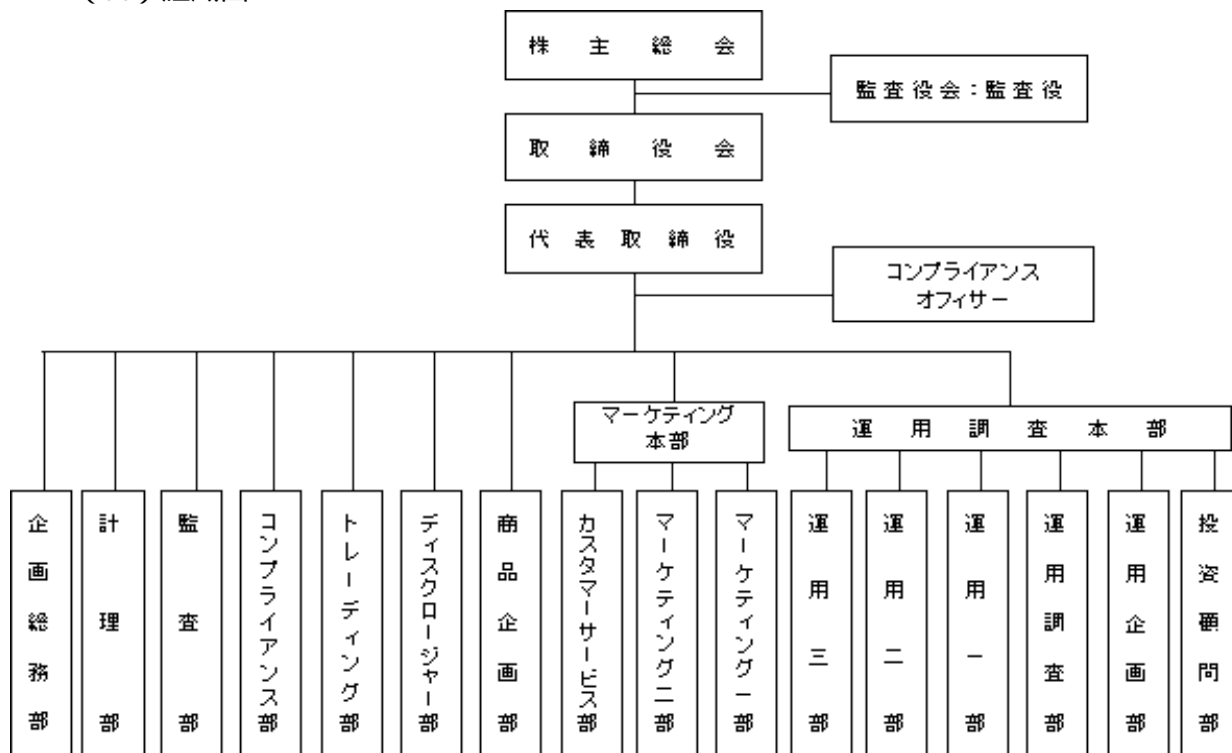
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

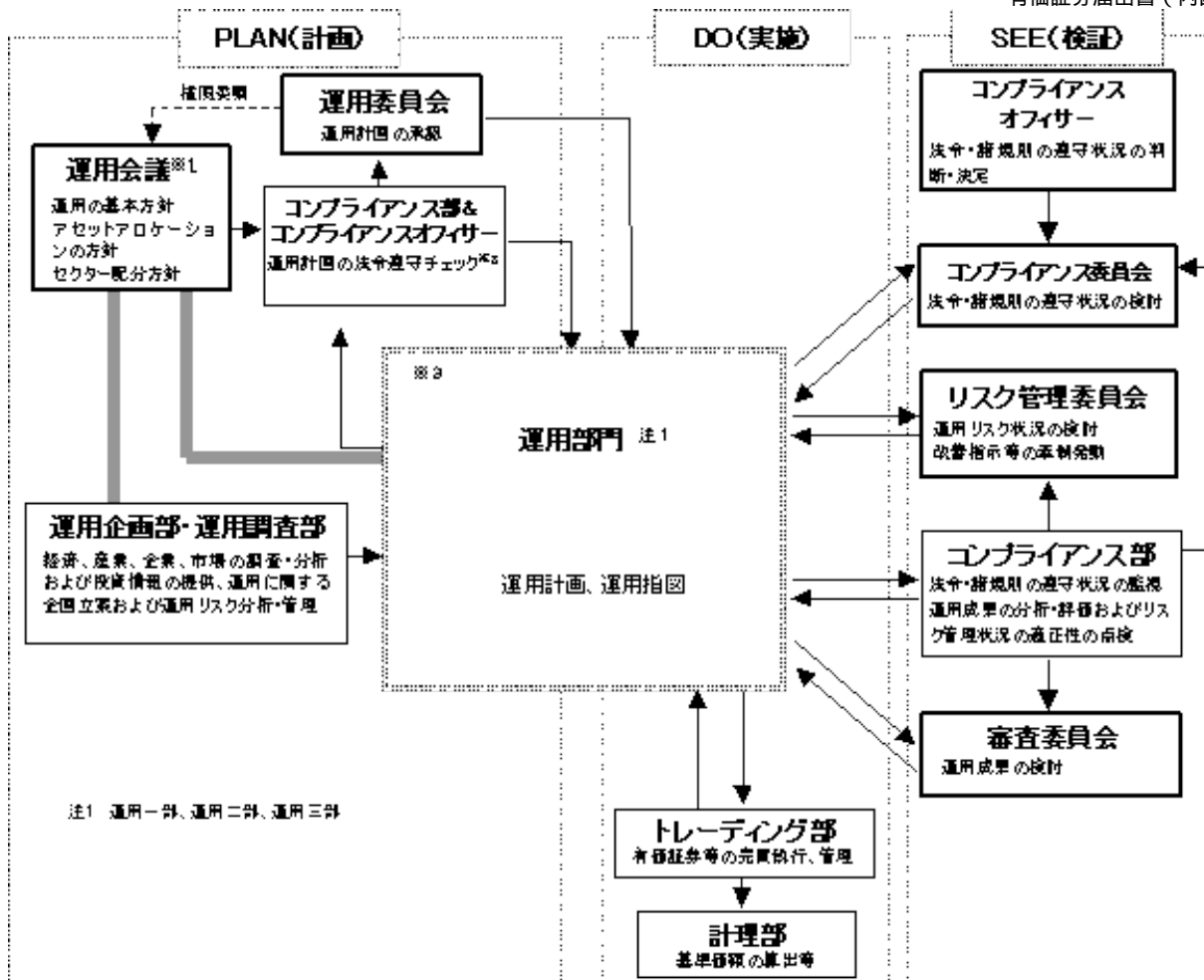
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部・運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年2月26日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成22年2月26日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	173	1,616,720
株式投資信託（合計）	144	1,211,604
単位型	2	8,652
追加型	142	1,202,952
公社債投資信託（合計）	29	405,115
単位型	2	1,063
追加型	27	404,051

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金		4,433,825		4,283,840	
有価証券		10,923,754		9,625,456	
貯蔵品		-		7,563	
前払金		24,501		29,862	
前払費用		14,672		16,515	
未収入金		537		574,913	
未収委託者報酬		1,939,794		1,009,712	
未収収益		35,695		6,983	
繰延税金資産		207,652		35,449	
その他		5,559		207	
流動資産計		17,585,993	67.6	15,590,505	69.0
固定資産					
有形固定資産		62,235	0.3	149,359	0.7
建物	2	26,479		37,992	
器具・備品	2	35,756		40,940	
リース資産	2	-		70,426	
無形固定資産		163,335	0.6	121,322	0.5
電話加入権		91		91	
ソフトウェア	3	163,244		121,230	

投資その他の資産		8,201,355	31.5	6,723,288	29.8
投資有価証券	7,089,236			5,721,741	
関係会社株式	77,100			77,100	
長期貸付金	1,465			767	
長期前払費用	303			1,816	
長期未収入金	26,400			19,200	
長期差入保証金	123,399			111,056	
長期繰延税金資産	-			278,400	
前払年金費用	355,950			485,705	
長期性預金	500,000			-	
その他	27,500			27,500	
固定資産計		8,426,926	32.4	6,993,969	31.0
資産合計		26,012,920	100.0	22,584,475	100.0

区分	注記 番号	第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		12,823		13,096	
リース債務		-		31,681	
未払金		1,341,353		712,738	
未払収益分配金		1,258		1,398	
未払償還金		127,719		97,416	
未払手数料	1	1,039,572		543,310	
その他未払金		172,802		70,614	
未払費用	1	110,089		66,054	
未払法人税等		691,961		1,900	
賞与引当金		245,300		112,600	
役員賞与引当金		32,000		9,000	
その他流動負債		23,997		-	
流動負債計		2,457,524	9.4	947,072	4.2
固定負債					
長期リース債務		-		39,847	
繰延税金負債		43,170		-	
退職給付引当金		185,524		172,869	
役員退職慰労引当金		57,166		54,958	
執行役員退職慰労引当金		76,500		97,916	
固定負債計		362,361	1.4	365,592	1.6
負債合計		2,819,886	10.8	1,312,664	5.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.4	4,524,300	20.0
資本剰余金		2,761,700	10.6	2,761,700	12.2
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,539,426	59.7	14,491,097	64.2
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		15,178,933		14,130,604	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		3,060,933		2,012,604	
自己株式		4,616	0.0	4,616	0.0
株主資本合計		22,820,810	87.7	21,772,481	96.4

評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			372,224		500,670
評価・換算差額等合計			372,224	1.5	500,670
純資産合計			23,193,034	89.2	21,271,810
負債・純資産合計			26,012,920	100.0	22,584,475

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬			14,374,812		9,887,702
その他営業収益			10,965		9,363
営業収益計			14,385,778	100.0	9,897,065
営業費用					
支払手数料	1		8,411,774		5,837,722
広告宣伝費			311,260		205,698
公告費			2,777		2,786
調査費			674,282		573,801
調査費		227,374		255,008	
委託調査費		439,682		311,653	
図書費		7,225		7,139	
委託計算費			271,821		270,091
営業雑経費			231,636		233,927
通信費		36,001		37,754	
印刷費		165,972		167,544	
協会費		8,068		10,002	
諸会費		3,042		3,078	
その他		18,551		15,547	
営業費用計			9,903,552	68.9	7,124,027
一般管理費					
給料			1,315,872		1,290,562
役員報酬	2	92,870		91,015	
給料・手当		1,011,601		1,068,065	
賞与		211,401		131,482	
交際費			22,313		15,122
寄付金			6,887		6,228
旅費交通費			80,261		75,297
租税公課			100,161		54,854
不動産賃借料			172,666		193,402
賞与引当金繰入			245,300		112,600
役員賞与引当金繰入			32,000		9,000
役員退職慰労引当金繰入			30,200		26,791
退職給付費用			89,752		127,318
減価償却費			62,851		102,328
諸経費			405,231		379,150
一般管理費計			2,563,498	17.8	2,392,656
営業利益			1,918,726	13.3	380,381

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益					
受取配当金		152,404		41,437	
有価証券利息		89,726		55,679	
受取利息		28,590		43,909	
時効成立分配金・償還金		50,555		24,672	
雑益		6,789		3,178	
営業外収益計		328,066	2.3	168,878	1.7
営業外費用					
支払利息		-		2,538	
時効成立後支払分配金・償還金		20,051		29,547	
雑損		482		1,457	
営業外費用計		20,533	0.1	33,543	0.3
経常利益		2,226,258	15.5	515,715	5.2
特別利益					
投資有価証券売却益		527,548		241,990	
貸倒引当金戻入益		208		-	
特別利益計		527,756	3.6	241,990	2.4
特別損失					
固定資産除却損	3	673		599	
投資有価証券売却損		1,639		3,180	
投資有価証券評価損		-		7,890	
電話加入権評価損		242		-	
特別損失計		2,555	0.0	11,669	0.1
税引前当期純利益		2,751,460	19.1	746,036	7.5
法人税、住民税及び事業税	4	1,073,360		22,672	
法人税等調整額		75,379	8.0	222,333	2.4
当期純利益		1,602,720	11.1	501,030	5.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414

株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額 合計(千円)				1,414		510,469
平成20年3月31日 残高(千円)	4,524,300	2,761,700	360,493	-	12,118,000	3,060,933

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	
平成19年3月31日 残高(千円)	4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,093,665		1,093,665
当期純利益		1,602,720		1,602,720
特別償却準備金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			737,068	737,068
事業年度中の変動額 合計(千円)		509,054	737,068	228,013
平成20年3月31日 残高(千円)	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034

第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日 残高(千円)	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					1,549,359
当期純利益					501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額 合計(千円)					1,048,328
平成21年3月31日 残高(千円)	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,549,359		1,549,359
当期純利益		501,030		501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			872,894	872,894
事業年度中の変動額 合計（千円）		1,048,328	872,894	1,921,223
平成21年3月31日 残高（千円）	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810

重要な会計方針

項目	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 （会計方針の変更）	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年

	<p>平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>
--	---

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(追加情報)</p> <p>平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金

	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金 同左</p>
--	--	---

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(4)退職給付引当金 同左</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6)執行役員退職慰労引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>	

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号) を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号) を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後) を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)</p>

表示方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年 8 月 7 日 内閣府令第50号) が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)												
<p>1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table data-bbox="220 1951 588 2018"> <tr> <td>未払手数料</td> <td>876,116千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>4,915千円</td> </tr> </table> <p>2 . 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="220 2078 588 2110"> <tr> <td>建物</td> <td>69,159千円</td> </tr> </table>	未払手数料	876,116千円	未払費用	4,915千円	建物	69,159千円	<p>1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table data-bbox="858 1951 1227 2018"> <tr> <td>未払手数料</td> <td>445,736千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>3,523千円</td> </tr> </table> <p>2 . 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="858 2078 1227 2110"> <tr> <td>建物</td> <td>77,409千円</td> </tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円
未払手数料	876,116千円												
未払費用	4,915千円												
建物	69,159千円												
未払手数料	445,736千円												
未払費用	3,523千円												
建物	77,409千円												

器具備品 326,412千円	器具備品 332,202千円 リース資産 31,652千円
3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円	3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 131,057千円

(損益計算書関係)

第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円
2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	2. 役員報酬の範囲額 同左
3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円	3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円
4. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。	4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第48期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第49期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
-------	-----	----	----	-----

普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。												
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>152,354</td> <td>56,731</td> <td>95,623</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>152,354</td> <td>56,731</td> <td>95,623</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具備品	152,354	56,731	95,623	合計	152,354	56,731	95,623	
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)										
器具備品	152,354	56,731	95,623										
合計	152,354	56,731	95,623										
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額													
1年内	30,070千円												
1年超	67,456千円												
合計	97,527千円												
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失													
支払リース料	27,621千円												
減価償却費相当額	26,089千円												

支払利息相当額	2,150千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(5)利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)	リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第48期（平成20年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	3,352
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,000,681	4,997,010	3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	60,858	15,400
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)

2,163,885	527,548	1,639
-----------	---------	-------

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	-
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	500,118	-	-	-
(2)社債	9,905,329	998,143	-	-
(3)その他	-	-	-	-
2. その他 投資信託	-	-	-	-
合計	10,405,448	998,143	-	-

第49期（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
	(1)株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2) F F F	500,952
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	301,581	-	-	-
(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
2. その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

(注) 当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりません ので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第48期	第49期
--	------	------

	(平成20年3月31日)	(平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	858,532	867,908
(2)年金資産	809,433	741,559
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	49,099	126,349
(4)未認識数理計算上の差異	368,695	563,607
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)	149,170	124,422
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)	170,425	312,835
(7)前払年金費用	355,950	485,705
(8)退職給付引当金(6) - (7)	185,524	172,869

3. 退職給付費用に関する事項

	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	80,719	88,007
(2)利息費用	15,232	17,170
(3)期待運用収益(減算)	16,598	16,188
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,562	50,599
(5)過去勤務債務の費用処理額	24,747	24,747
(6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5)	78,167	114,840
(7)その他	11,585	12,477
計(6) + (7)	89,752	127,318

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(第48期 30,416千円, 第49期 27,666千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金損金算入限度超過額 112,833	賞与引当金損金算入限度超過額 49,479
減価償却費限度超過額 12,223	減価償却費限度超過額 11,010
退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617	退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182
受益証券発行費否認 9,361	受益証券発行費否認 9,317
投資有価証券評価損否認 134,724	投資有価証券評価損否認 67,362
非上場株式評価損否認 55,053	非上場株式評価損否認 58,264
その他投資評価損否認 6,109	その他投資評価損否認 6,109
未払事業税否認 57,176	有価証券評価差額 343,488
確定拠出年金移換資産否認 9,764	その他 <u>35,808</u>
その他 <u>44,181</u>	繰延税金資産小計 691,022
繰延税金資産小計 548,046	評価性引当額 <u>145,222</u>
評価性引当額 <u>75,567</u>	繰延税金資産計 <u>545,799</u>
繰延税金資産計 <u>472,479</u>	繰延税金負債
繰延税金負債	前払年金資産認容額 197,633
前払年金資産認容額 144,836	その他 <u>34,316</u>
有価証券評価差額 162,938	繰延税金負債計 <u>231,949</u>
その他 <u>224</u>	繰延税金資産(負債)の純額 <u>313,849</u>
繰延税金負債計 <u>307,998</u>	(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円)
繰延税金資産(負債)の純額 <u>164,481</u>	流動資産 - 繰延税金資産 35,449
(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円)	固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400
流動資産 - 繰延税金資産 207,652	
固定負債 - 繰延税金負債 43,170	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.69%
	(調整)
	役員給与と永久に損金算入されない項目 1.75 "
	交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 "
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 "
	住民税均等割等 0.51 "
	税効果未認識差異 8.60 "
	その他 <u>0.02 "</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84%</u>

(関連当事者情報)

第48期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有)直接76.54 間接7.04	1名	当社設定の投資信託受益証	債券等の現先取引(注1)	1,498,333	短期貸付金	-

							券の募集・販売	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い(注2)	7,030,935	未払手数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	---------	-------------------------------------	-----------	-------	---------

(注)取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)		関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					直接	間接	役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業		4.05	なし	事務所の賃借	事務所の賃借(注1)	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払(注2)	46,584	その他未払金	4,076
									ハウジングサービス料支払(注2)	13,704	その他未払金	1,199

(注)取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注4）	科目	期末残高（千円）（注4）
親会社	新光証券株式会社（注1）	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.54 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー（注2）	1,996,897	有価証券	1,997,673
							債券等の現先取引（注2）	5,387,067	短期貸付金	-
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注3）	4,724,024	未払手数料	445,736

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
2. コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
3. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2）	46,584	その他未払金	4,076
							ハウジングサービス料支払（注2）	17,184	その他未払金	1,472

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

（1株当たり情報）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）																																				
1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭	1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益 274円87銭																																				
<p>（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>純資産の部の合計額</td> <td>23,193,034千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る純資産額</td> <td>23,193,034千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の発行済株式数</td> <td>1,823千株</td> </tr> <tr> <td>普通株式の自己株式数</td> <td>0千株</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数</td> <td>1,822千株</td> </tr> </table> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>損益計算書上の当期純利益</td> <td>1,602,720千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>1,602,720千円</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数</td> <td>1,822千株</td> </tr> </table>	純資産の部の合計額	23,193,034千円	普通株式に係る純資産額	23,193,034千円	普通株式の発行済株式数	1,823千株	普通株式の自己株式数	0千株	1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	1,822千株	損益計算書上の当期純利益	1,602,720千円	普通株式に係る当期純利益	1,602,720千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株式の期中平均株式数	1,822千株	<p>（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>純資産の部の合計額</td> <td>21,271,810千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る純資産額</td> <td>21,271,810千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の発行済株式数</td> <td>1,823千株</td> </tr> <tr> <td>普通株式の自己株式数</td> <td>0千株</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数</td> <td>1,822千株</td> </tr> </table> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>損益計算書上の当期純利益</td> <td>501,030千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>501,030千円</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数</td> <td>1,822千株</td> </tr> </table>	純資産の部の合計額	21,271,810千円	普通株式に係る純資産額	21,271,810千円	普通株式の発行済株式数	1,823千株	普通株式の自己株式数	0千株	1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	1,822千株	損益計算書上の当期純利益	501,030千円	普通株式に係る当期純利益	501,030千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株式の期中平均株式数	1,822千株
純資産の部の合計額	23,193,034千円																																				
普通株式に係る純資産額	23,193,034千円																																				
普通株式の発行済株式数	1,823千株																																				
普通株式の自己株式数	0千株																																				
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	1,822千株																																				
損益計算書上の当期純利益	1,602,720千円																																				
普通株式に係る当期純利益	1,602,720千円																																				
普通株主に帰属しない金額	- 千円																																				
普通株式の期中平均株式数	1,822千株																																				
純資産の部の合計額	21,271,810千円																																				
普通株式に係る純資産額	21,271,810千円																																				
普通株式の発行済株式数	1,823千株																																				
普通株式の自己株式数	0千株																																				
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	1,822千株																																				
損益計算書上の当期純利益	501,030千円																																				
普通株式に係る当期純利益	501,030千円																																				
普通株主に帰属しない金額	- 千円																																				
普通株式の期中平均株式数	1,822千株																																				

（重要な後発事象）

第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		4,380,441
有価証券		4,311,424
貯蔵品		6,406
未収委託者報酬		1,622,971
繰延税金資産		83,025
その他		167,263
流動資産合計		10,571,533
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		34,511
器具・備品		37,731
リース資産		20,463
有形固定資産計		92,706
無形固定資産		
ソフトウェア		96,489
その他		91
無形固定資産計		96,581
投資その他の資産		
投資有価証券		11,603,853
長期繰延税金資産		71,091
前払年金費用		481,680
その他		155,428
投資その他の資産計		12,312,053
固定資産合計		12,501,340
資産合計		23,072,874

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		
未払収益分配金		1,413
未払償還金		89,796
未払手数料		897,782
その他未払金		44,029

未払金計	1,033,022
未払法人税等	180,651
未払消費税等	18,524
賞与引当金	120,000
リース債務	32,091
その他	78,024
流動負債合計	1,462,315
固定負債	
退職給付引当金	172,697
役員退職慰労引当金	53,458
執行役員退職慰労引当金	101,416
長期リース債務	23,699
固定負債合計	351,271
負債合計	1,813,586
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	1,702,361
その他利益剰余金計	13,820,361
利益剰余金合計	14,180,854
自己株式	5,426
株主資本合計	21,461,428
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	202,140
評価・換算差額等合計	202,140
純資産合計	21,259,287
負債純資産合計	23,072,874

(2) 中間損益計算書

		第50期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		4,696,015
営業収益合計		4,696,015
営業費用及び一般管理費	1	4,439,451
営業利益		256,563
営業外収益		
受取配当金		26,278
有価証券利息		38,949
受取利息		7,380

時効成立分配金・償還金	10,614
法人税等還付加算金	15,671
その他	1,451
営業外収益合計	100,346
営業外費用	
支払利息	1,018
時効成立後支払分配金・償還金	4,936
その他	1,696
営業外費用合計	7,651
経常利益	349,258
特別利益	
投資有価証券売却益	3,827
特別利益合計	3,827
特別損失	
固定資産除却損	134
過年度減価償却費	41,013
特別損失合計	41,147
税引前中間純利益	311,937
法人税、住民税及び事業税	175,106
法人税等調整額	45,075
中間純利益	181,906

(3) 中間株主資本等変動計算書

第50期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成21年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					492,149
中間純利益					181,906
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					310,243
平成21年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	1,702,361

	株主資本		評価・ 換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810

中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		492,149		492,149
中間純利益		181,906		181,906
自己株式の取得	810	810		810
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）			298,530	298,530
中間会計期間中の変動額合計	810	311,053	298,530	12,523
平成21年9月30日残高	5,426	21,461,428	202,140	21,259,287

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1．資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）</p> <p>関係会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（総平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2)たな卸資産</p> <p>評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>貯蔵品 最終仕入原価法</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～47年 器具備品 2～20年</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
-----	---

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当中間会計期間から定率法に変更しております。</p> <p>この変更により、前期までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は33,984千円減少し、営業利益及び経常利益は7,028千円増加し、税引前中間純利益は33,984千円減少しております。</p>
-----------------	---

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
-----	---

3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第50期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
1. 有形固定資産の減価償却累計額	496,433千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1. 減価償却実施額	有形固定資産	16,109千円
	無形固定資産	24,741千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
-------	--------	----	----	----------

普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	474	90	-	564

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 90株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通 株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。 リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第50期中間会計期間末(平成21年9月30日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 国債・地方債等	-	-	-
(2) 社債	8,669,589	8,694,400	24,810
(3) その他	-	-	-
合計	8,669,589	8,694,400	24,810

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	45,457	60,637	15,180
(2) 債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

社債	801,068	800,643	424
その他	-	-	-
(3)その他	6,359,599	6,004,023	355,575
合計	7,206,124	6,865,304	340,819

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	303,283

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,663円71銭
1株当たり中間純利益	99円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項 目	第50期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,259,287
普通株式に係る純資産額（千円）	21,259,287
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

2. 1株当たり中間純利益

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
中間純利益（千円）	181,906
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	181,906
期中平均株式数（千株）	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a．資本金の額

平成22年2月末日現在、279,928百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 三菱アセット・プレインズ株式会社（「投資顧問会社」）

a．資本金の額

平成22年2月末日現在、480百万円

b．事業の内容

金融商品取引法に定める投資助言業を営んでいます。

(3) みずほ証券株式会社（「販売会社」）

a．資本金の額

平成22年2月末日現在、125,167百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対する助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書（交付目論見書および請求目論見書を含みます。）の表紙に委託者の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。また、請求目論見書の交付に関する事項を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書に以下の項目について記載します。
 - ・ 交付目論見書の主要内容を要約し、「ファンドの概要」等として交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書に約款を記載します。また、本書の詳細な内容については、交付目論見書に当該約款を参照する旨を記載することで、本書の内容の記載とすることがあります。
 - ・ 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関

連する箇所に記載することがあります。

(3) 下記の注記を目論見書に記載することがあります。

投資信託ご購入の注意

- ・投資信託は、預金・金融債ではありません。預金保険の対象ではありません。元本の保証はありません。
- ・投資信託は、保険契約者保護機構の対象ではありません。保険契約における保険金額とは異なり購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- ・投資信託の運用による成果は、受益者のみなさまに帰属します。
- ・投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、その投資信託財産に組み入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の変化（財務状況の悪化や倒産等）により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、経済環境等の要因による組入株式の株価の下落や、金利変動等による組入債券の価格の下落により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・外貨建資産を組み入れる投資信託は、外国為替相場の変動により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているもののほか、換金時に信託財産留保額が控除されるもの等があります。
- ・投資信託は、商品によっては、上記以外でもその固有な要因により基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがありますので、それぞれの『目論見書』にて必ず商品内容をご確認ください。

(4) 交付目論見書の巻末に用語集を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 健一代表社員
業務執行社員 公認会計士 三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中俊之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続き等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月5日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオルタナティブベストセレクション・ラップの平成21年1月16日から平成22年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルタナティブベストセレクション・ラップの平成22年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、重要な約款変更を行う旨の社内決議を行っている。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年2月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオルタナティブベストセレクション・ラップの平成20年1月16日から平成21年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルタナティブベストセレクション・ラップの平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)